

西宮市地域防災計画

(原子力等防災計画)

西宮市防災会議

1 編 総則

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される西宮市地域防災計画のうち、原子力等計画を記載したものである。

目 次

第1節 計画の趣旨.....	1-1
第2節 防災関係機関の業務の大綱	1-7
第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状	1-10

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号、以下「原災法」という。）の規定に基づき、市の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

- ① 市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 災害予防に関する計画
- ③ 災害応急対策に関する計画
- ④ 災害復旧に関する計画

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法令等

用語	意味
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
原災法	原子力災害対策特別措置法
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律
放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則
臨床検査技師法	臨床検査技師等に関する法律

(2) 施設等

用語	意味
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）
放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所
放射性医薬品使用施設	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設
放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設
原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）
特定事象	原災法第10条1項に定める事象
原子力緊急事態	原災法第2条第1項第2号に定める事態
管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。

(3) 放射性物質等

用語	根拠法令	法令に記載されている名称
放射性物質	核燃料物質等	核
	放射性同位元素	同
		放射性同位元素、放射性同位元素装備機器
		医
	放射性医薬品	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器
		医
放射性汚染物		診療用放射性同位元素
		薬
		臨
放射線発生装置	放射性汚染物	検体検査用放射性同位元素
		同
		放射性同位元素で又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物
放射線発生装置		放射線発生装置
		医
		診療用高エネルギー放射線発生装置、エックス線装置

※「核」原子炉等規制法、「同」放射性同位元素等規制法、「医」医療法施行規則、「薬」放射性医薬品規則、「臨」臨床検査技師法

3 対象災害

東京電力福島第一原子力発電所では、平成23年3月11日の東日本大震災による地震動と津波の影響により、炉心融解など一連の放射性物質の放出をともなった原子力事故が発生した。放射線は、直接五感で感知することができないため、放射性物質に関する事故災害が発生した場合、適切に行動することが困難となるおそれがあり、市民への影響に配慮が必要なことから、以下のような事故を想定して対応策を検討する必要がある。

資料7-10「原子力事故関係組織」参照

(1) 放射性物質の事業所外運搬の際に、放射性物質又は放射線が容器外に放出される事態

放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において、関係法令等に基づき講じるべき防災対策を実施する。

※原子力規制委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」では、「対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられ、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、防災対策は十分可能であると考える（要約）。」とされている。

(2) 放射性同位元素取扱事業所外に放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放出される事態

この事故は、放射性同位元素又は放射線が、異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、これまで国内では施設外に放射能の影響が生じた事例は報告されていない。しかし、取扱事業所は人口の多い所に立地しており、事故等が発生した場合の影響が大きいことから、万一に備えた対応を検討しておく必要がある。

(3) 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が不法廃棄される事態

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、神戸市等での事例（平成12年5月）を参考として想定する。

【神戸市の事故】

平成12年5月に神戸市で、業者が製鉄所に搬入しようとしていたスクラップから、放射線を放出する鉛容器表面で、最大で約 $1400\mu\text{Sv/h}$ の放射線を検出した。後日、容器の内容物はラジウム226密封線源（針）であることが判明し、警察の捜査により、和歌山県内医療機関が所持していた医療用のラジウム針であることが判明した。

(4) 原子力発電所事故における放射性物質の流出

原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一生じたシビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のた

めの対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（ブルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に付着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別留意が必要である。

4 計画の基本的な考え方

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災において、東京電力株式会社 福島第一原子力発電所の事故によって放射性物質が環境中に大規模に放出されたことを踏まえ、原子力施設の事故により放射性物質の深刻な漏洩が生じ、環境中に放出される事態を計画の対象に加える。

(2) 国の対策との整合性の確保

原子力施設の安全性については原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、事故発生時にとるべき対策の内容等については、原則として防災基本計画、原子力災害対策指針に従う。

(3) 関西広域連合との連携

福井県に立地する原子力施設で事故が発生した場合には、施設近辺の住民が県域を越えて避難する必要が生じることから、関西広域連合の関西防災減災プラン（原子力災害対策編）、原子力災害に係る広域避難ガイドラインと整合をとり、連携を図る。

(4) 既存資源の活用

対象原子力災害等に特有の対策を除き、原則として体制、情報伝達手段、避難所等一般的な自然災害への備えを活用して対応する。

【原子力災害の特殊性】（原子力災害対策指針 拠粹）

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・ 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・ 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があり、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。

5 計画の性格と役割

この計画は、対象原子力災害等に関して、市の役割と責任を明らかにするものである。

この計画は、実効性確保のために訓練を実施し検証を行うとともに、対象原子力災害等の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加える。

この計画に特別の定めのない事項については、市地域防災計画（地震災害対策計画）の規定に準じて対応する。

6 「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取組みを進めることにより、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、特に以下に挙げる目標達成に寄与することが期待される。

【「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画との関係】



出典：国際連合広報センター

【参考】「持続可能な開発目標（SDGs）」について

平成27年（2015年）の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。



第2節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

(1) 市及び県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西宮市	地域にかかる災害予防の総合的推進	地域にかかる災害応急対策の総合的推進	地域にかかる災害復旧の総合的推進
兵庫県教育委員会		1. 教育施設(所管)の応急対策の実施 2. 児童生徒の応急教育対策の実施	児童・生徒のこころのケアの実施
兵庫県警察本部		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保	
兵庫県 知事部局 企業庁 病院局	1. 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2. 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3. 防災に関する組織体制の整備 4. 原子力災害に関する知識の普及・啓発 5. 防災訓練の実施	1. 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2. 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3. 災害応急対策に係る組織の設置運営 4. 災害情報の収集・伝達 5. 災害情報の提供と相談活動の実施 6. 県民の防護活動に対する支援 7. 交通の確保対策の実施 8. 県所管施設の応急対策の実施	1. 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2. 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3. 県所管施設の復旧

(2) 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
国土交通省 近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び 道路交通の確保	
気象庁 神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、 予報、警報及び情報の発表並びに 伝達	
海上保安庁 神戸海上保安部 西宮海上保安署		1. 原子力緊急事態宣言に関する 情報の伝達 2. 避難等の防護対策の実施・支 援 3. 海上における放射線モニタリ ング支援 4. 事故情報の提供 5. 海上における人命救助 6. 海上における消火活動 7. 避難者、救援物資等の緊急輸 送 8. 船舶交通の制限・禁止及び整 理・指導 9. 危険物積載船舶等に対する荷 役の中止及び移動の命令	1. 海洋環境の汚染 防止 2. 海上交通安全の 確保

(3) 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		1. 緊急時モニタリング支援 2. 被害状況の把握 3. 避難の援助 4. 人員・物資の緊急輸送 5. 緊急時のスクリーニング及び 除染	

(4) 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1. 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2. 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)		1. 災害情報の放送 2. 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
西日本旅客鉄道株式会社		1. 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話 株式会社兵庫支店		1. 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2. 対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運株式会社		対象原子力災害発生時における緊急陸上輸送	

(5) 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
阪急電鉄株式会社		1. 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
阪神電気鉄道株式会社		1. 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
阪急バス株式会社		対象原子力災害等発生時における緊急陸上輸送	
阪神バス株式会社		対象原子力災害等発生時における緊急陸上輸送	
株式会社ラジオ関西		1. 災害情報の放送 2. 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
株式会社サンテレビジョン		1. 災害情報の放送 2. 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
一般社団法人 西宮市医師会		対象原子力災害等発生時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状

【趣旨】

兵庫県に係る原子力施設等の現状を把握し、防災対策の参考とする。

1 原子力施設

(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況

原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。

【実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域】

施設の種類		重点区域の目安（半径）
実用発電用原子炉		概ね 5km 又は 30km (※ 1 参照)
試験研究用等原子炉施設	10MW < 熱出力 ≤ 100MW	5km
	2 MW < 熱出力 ≤ 10MW	500m
	熱出力 ≤ 2 MW	—
ウラン加工施設	ウラン 235 の取扱量が 0.08TBq 以上	5km
	ウラン 235 の取扱量が 0.08TBq 未満	1km
	敷地境界から 500m 以内での取扱量が 0.008TBq 未満	500m
	濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン 235 の取扱量が 0.08TBq 未満	—

※1 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域

区域	重点区域の目安（半径）	定義
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)	概ね 5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避し又は最小化するため、EAL (緊急時活動レベル) に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね 30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL (運用上の介入レベル) に基づき、緊急防護措置を準備する区域

※2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、発電用原子炉施設と同様とする。

【兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況】

(令和元年 12月末現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万 kw)	重点区域 (半径)	県境から の距離
関西電力 株式会社	高浜発電所 1号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約 42km
	2号機	〃	〃	82.6	〃	〃
	3号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	4号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	大飯発電所 1号機 (廃)	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	30km	約 52km
	2号機 (廃)	〃	〃	117.5	〃	〃
	3号機	〃	〃	118.0	〃	〃
	4号機	〃	〃	118.0	〃	〃
	美浜発電所 1号機 (廃)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	5km	約 82km
	2号機 (廃)	〃	〃	50.0	〃	〃
	3号機	〃	〃	82.6	30km	〃
日本原子力 発電株式会社	敦賀発電所 1号機 (廃)	福井県敦賀市	BWR	35.7	30km	約 90km
	2号機	〃	PWR	116.0	〃	〃

(廃)：廃止措置中の原子炉 PWR：加圧水型軽水炉 BWR：沸騰水型軽水炉

【兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況】

(平成 31 年 3月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万 kW)	重点区域 (半径)	県境から の距離
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉 もんじゅ(廃)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約 87km
	新型転換炉原型炉 ふげん(廃)	福井県敦賀市	ATR	16.5	5km	約 90km

(廃)：廃止措置中の原子炉 FBR：高速増殖炉 ATR：新型転換炉

【兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置】

(平成 29 年 4 月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	熱出力 (kW)	重点区域 (半径)	県境から の距離
近畿大学	UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)	大阪府東大阪市 小若江	濃縮ウラン 軽水減速 黒鉛反射非 均質型	1W	—	約 15km
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南郡熊 取町	濃縮ウラン 軽水減速 軽水冷却非 均質型	5,000	500m	約 30km
	KUCA (京都大学臨界集合体実験装置)		濃縮ウラン 非均質型 (軽水減速及 び固体減速)	0.1 短時間最大 1	—	

【兵庫県周辺における核燃料加工施設】

(平成 29 年 4 月現在)

事業所名	所在地	濃縮度	年間最大 処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境から の距離
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	大阪府 泉南郡 熊取町	5 %以下	284t U	棒状加工 (PWR 用)	500m	約 30km
独立行政法人日本原子 力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県 苫田郡 鏡野町	5 %以下	100t SWU	ウラン濃縮	—	約 42km

【兵庫県周辺の原子力施設】



(2) 被害の想定

ア 被害想定の対象

兵庫県に対する危険性の観点から、福井県内の原子力発電所において大規模な災害が発生した場合を想定する。

イ 原子炉施設で想定される放射線の放出

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

ウ 本計画が前提とする災害

兵庫県は、原子力災害対策重点区域には入っていないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

災害の発生場所	福井県内の原子力発電所
災害の内容	何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態
災害の規模	兵庫県内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講じる必要が生じる規模

2 放射性物質の輸送

(1) 現状

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて輸送容器が区分されている。

【輸送物の種類】

種類	概要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
IP 輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材 等	低レベル放射性廃棄物
L型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料等	微量の線源（放射性同位元素装備機器、放射線照射器具、放射性医薬品、実験用トレーサー等）
A型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン等	放射線照射装置の密封線源、放射線応用計測器の密封線源 等
B型輸送物	1 輸送物中に大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、MOX 燃料集合体 等	放射線照射装置の密封線源、放射性医薬品の原料等

放射性物質の輸送は、全国で年間約 28 万回実施されており（H20 国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、B 型輸送物及び強化セキュリティレベルに係る A 型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

(2) 過去の災害事例

発生時期	発生場所	事案の概要
S46. 8	大阪府	非破壊検査用イリジウムを運搬中、落ちた線源ホルダーを従業員が素手で扱い、被ばくした。
S50. 4	山口県	非破壊検査用イリジウムを運搬中、雨のため車がスリップし、車がガードレールに接触して線源容器が車から路上に落ちた。線源の漏えい及び汚染等はなかった。
S50. 9	大分県	セシウム 137 の密度計を運搬中のトラックが居眠り運転で民家の塀に衝突した。密度計に異常はなかった。
S58. 8	茨城県	放射性物質を輸送中のコンテナ車が盗難にあい、一部の物質が回収できなかった。
S60. 8	群馬県	L 型輸送物 74 個、A 型輸送物 18 個を積載した旅客機が墜落し、一部の輸送物が行方不明となった。調査の結果、環境への影響はないことが確認された。
H20. 9	京都府	L 型輸送物（リン 32、1 ml）が運搬中所在不明となった。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会による。

(3) 被害の想定

L型輸送物、A型輸送物及びIP輸送物は、万一収納物の漏えいが生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送にあたっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具を携行することとされており、B型輸送物の一部については専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原災法では、事業所外運搬時に容器から1m離れた場所において $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市町へ通報することとされ(特定事象)、 $10\text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。

そのため、本計画では交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

災害の発生場所	兵庫県内
災害の内容	輸送中の事故、自然災害による被災等による放射能の容器外への漏えい
災害の規模	原子力緊急事態に至る災害

3 放射性物質の取扱施設

(1) 兵庫県における立地状況

ア 核燃料物質の使用許可を受けている施設

原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている(原子力規制庁、令和2年10月1日現在)。

いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。

【市町別事業所数】

神戸市	姫路市	尼崎市	三田市	計
4	1	2	2	9

イ 放射性同位元素等使用事業所

336事業所が所在している(原子力規制庁、令和2年3月31日現在)。

【使用事業所の機関別内訳】

医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合計
53	16	15	212	40	336

【市町別事業所数】

市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
神戸市	102	たつの市	8	養父市	1	神河町	0
姫路市	34	赤穂市	5	丹波市	7	市川町	0
尼崎市	27	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	0
明石市	11	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0
西宮市	23	三木市	1	淡路市	0	上郡町	4
洲本市	3	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	4
芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	0
相生市	3	三田市	3	多可町	0		
豊岡市	5	加西市	5	稻美町	0		
加古川市	23	篠山市	0	播磨町	6		

ウ 放射性医薬品使用施設

58 施設が所在している（公益社団法人日本アイソトープ協会、令和元年度。イの施設と重複あり。）。

(2) 過去の災害事例

ア 自然災害による被害事例

国内の地震による被害では施設周辺環境に基準を超えた放射性汚染や放射線漏洩は報告されていない。

災害名	時期	事例	出所
阪神・淡路大震災	H 7	非密封の放射性物質の入った瓶等が倒れ、中の溶液がこぼれた事例が3件報告されているが、施設外に放射線障害を発生させるような被害は生じていない。	公益社団法人日本アイソトープ協会
東日本大震災	H23	文部科学省が約250事業所を調査したところ、1件の所在不明が判明した。	原子力規制委員会

イ その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。過去には従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

年 度 型別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	計
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	24
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	15
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	41

【兵庫県内の事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
S60.3	神戸市	病院改築の際、ラジウム 226 の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。
H3.2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。
H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。
H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナサイト 5t が工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(3) 災害の想定

県内の放射性物質取扱施設は、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

しかしながら、消火や救助活動にあたって不用意に線源に近づくことにより、消防職員等が被ばくするおそれがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性もある。

そのため、本計画では、放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

災害の発生場所	放射性物質取扱施設
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく傷病者等※の発生
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模

※放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。）

4 放射性物質の不法廃棄等

(1) 過去の災害事例

ア 国内の状況

放射性物質は、運搬中を除き、基本的に関係法令により許可を受け又は届出を行った事業所の外で放射性物質が発見されることはない。

しかしながら、全国的に見ると毎年のように放射性同位元素の紛失・誤廃棄が発生しており、関西においても想定外の場所で放射性物質が発見され、大きな問題となった事例もある。

【関西における事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
H12.5	兵庫県 神戸市	業者が製鉄所に搬入しようとしていたスクラップから、放射線を放出する鉛容器が発見され、鉛容器表面で、最大で約 $1400 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線を検出した。後日、容器の内容物はラジウム 226 密封線源（針）であることが判明し、警察の捜査により、和歌山県内の医療機関が所持していた医療用のラジウム針であることが判明した。
H12.12	大阪府 高槻市	医薬研究所の研究員が、放射性物質であるヨウ素 125 等を無断で持ち出し、JR 高槻駅コンコースにばらまいた。消防職員が現場周辺を立入禁止にし、府警は化学捜査の特殊部隊を出動させた。少量であったため、人体に直接の影響はなかった。
H25.3	滋賀県 高島市	鴨川琵琶湖流入付近の河川敷および隣接民有地に、無断で産業廃棄物である放射性セシウム（最大 $3,900 \text{Bq}/\text{kg}$ ）に汚染された木くず約 310 立方メートルが敷設されるとともに、木くず入り大型土のう 77 袋（約 77 立方メートル）が放置された。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

（2）災害等の想定

放射線は目に見えないため、放射性物質が管理区域外で発見されることはある。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。また、放射性物質のまきちらしや爆破など、犯罪やテロに使われる可能性もある。

本計画では、管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定するが、これらの事態については発生場所や規模をあらかじめ想定しておくことは困難である。

2 編 災害予防計画

目 次

第1章 基本方針.....	2-1
第2章 応急対策への備えの充実	2-4
第1節 組織体制の整備	2-4
第2節 研修・訓練の実施.....	2-6
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	2-7
第4節 災害広報体制の整備.....	2-8
第5節 モニタリング等体制の整備	2-10
第6節 防護措置にかかる体制の整備	2-11
第7節 県外からの避難の受け入れ体制の整備.....	2-12
第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発.....	2-13

第1章 基本方針

放射性物質の流出事故等については、事前の予防対策や施設保全対策を万全に講じることによって、災害の発生を未然に防ぐことがある程度可能である。

そこで、本市では、こうした災害危険性の高い箇所、施設等については、日頃から被害防止に向けた施設整備を計画的に進めるとともに、市民、関係機関への危険性の周知によって事前に適切な安全対策が講じられるよう努めるものとする。

また、原子力施設における事故災害が発生した場合は、大規模な放射性物質の放出などにより、広域的な観測体制、避難活動等の対応が必要となるおそれがある。そのため、関西広域連合及び構成団体では、連携県と連携して行う広域的な対応策として「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」を平成25年6月に定めており、本市では同計画に基づき、広域的な連携のもとで対応する。また、特に府県を越える広域避難については平成26年3月に「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が定められているため、同ガイドラインに沿って対応する。

なお、本市は、最寄りの原子力発電所から30km以上離れており、原子力災害対策指針で定められているPAZ※1及びUPZ※2のいずれの範囲にも含まれていない。また、本市への直接的な影響があるという具体的な被害想定は示されておらず、原子力施設の事故により市域において避難・一時移転が必要となる可能性は小さいことから基本的に自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図ること、また必要な人材及び防災資機材の確保等については、国、指定公共機関、原子力事業者等との連携による対応を図ること、を基本とする。

※1：PAZ（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設からおおむね5kmが目安）

放射性物質の放出前から即時避難などの予防的な防護措置を準備する区域

※2：UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね30kmが目安）

放射線量があらかじめ決めた数値を超えた場合に、屋内への避難や区域外への避難ができるよう、事前に計画を立てる必要がある区域

〔参考〕

【原子力防災（予防対策）に係る主な法令】

法令	主な規定	申請先等
原子炉等規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の設置等の指定、許可、申請 ・施設の設計及び工事の方法の認可、施設定期検査 ・核燃料物質等の使用の許可 	原子力規制委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定・核物質防護規定の作成 ・原子炉主任技術者、核物質防護管理者の専任 等 	
原災法	原子力事業者が行う予防対策 (防災業務計画の策定、原子力防災組織の設置、原子力防災管理者の専任、放射線測定設備の設置、放射線障害防護用器具・非常用通信機器その他の資材又は機材の備え付け)	
放射性同位元素等規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可 ・放射性同位元素装備機器の設計承認 等 ・放射線取扱主任者の選任 ・放射線障害予防規定の届出 ・放射線及び汚染状況の測定 等 	原子力規制委員会
医療法・同法施行規則	・エックス線装置等を備えたときの届出	知事
	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項の掲示、使用の場所等の制限、管理区域の設定、放射線診療従事者・患者等の被ばく防止、放射線量の定期計測 等 	
医薬品医療機器等法・同法施行規則	・放射性医薬品を取り扱う薬局の開設申請	知事
	・放射性医薬品を取り扱う製造業の許可申請	地方厚生局長又は知事
	・放射性医薬品を取り扱う一般販売業の許可申請	知事、保健所設置市の長
放射性医薬品製造及び取扱規則	・製造業者等が遵守するべき事項(注意事項の掲示、被ばく予防等)	
臨床検査技師法	・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出	知事、保健所設置市の長

【放射性物質輸送の安全規制に係る主な法令】

	陸上輸送	海上輸送	航空輸送
核燃料物質	<ul style="list-style-type: none">・原子炉等規制法・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則・核燃料物質等車両運搬規則	<ul style="list-style-type: none">・船舶安全法・危険物船舶運送及び貯蔵規則・船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示・船舶による危険物の運送基準を定める告示	<ul style="list-style-type: none">・航空法・同法施行規則・航空機による放射性物質等の運送基準を定める告示
放射性同位元素等	<ul style="list-style-type: none">・放射性同位元素等規制法・同法施行規則・放射性同位元素等車両運搬規則		
放射性医薬品	<ul style="list-style-type: none">・医薬品医療機器等法・放射性医薬品の製造及び取扱規則・放射性物質等の運搬に関する基準		

第2章 応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

【担当局】総務局

【趣旨】

市の平時からの防災組織体制について定める。

1 防災組織体制

市域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努める。

(1) 西宮市防災会議

ア 設置根拠

災害対策基本法第14条

イ 組織及び運営

災害対策基本法、西宮市防災会議条例の定めるところによる。

ウ 所掌

西宮市地域防災計画の修正及びその推進 等

2 災害対策要員等の確保体制

対象原子力災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保

(3) 災害対策本部員の招集手段の確保

(4) 職員の体制

① 災対局総括部担当者会議の開催

平時から、全般的な災害予防対策の推進と災害応急活動における連携強化を図るため、災対局総括部担当者（総括室長及び総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて総務局危機管理室が招集する。

② 災害対策本部室の整備

次の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

ア 本部室の本部統制局による運営体制

イ 災害時に備えた非常用電源・自家発電機及び電話余裕回線の確保

ウ 応急対策用地図及びデータ等の配備

エ 非常用電話回線の増強

オ 業務従事者用の仮眠室及び食料等の整備

③ 西宮市業務継続計画（BCP）の整備

災害により何らかの被害が発生すれば、全ての行政事務を通常どおり行うことは困難となるが、本計画に基づいた災害応急対策や災害復旧・復興を行う一方で、行政自身が被災し行政能力が低下した状況下でも継続しなければならない通常業務がある。これらの応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を円滑かつ継続的に実施するため、西宮市業務継続計画（BCP）の整備を行い、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりを行う。

3 災害時の協定を通じた連携

災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努める。

【参考：関西広域連合と民間事業者との協定】

協定締結日	協定元	協定先	協定内容
平成 23 年 9 月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供
平成 25 年 2 月 25 日	関西広域連合	プロクター・アンド・ギャンブル（P&G）・ジヤパン	救援物資の提供及び調達
平成 25 年 3 月 5 日	関西広域連合 近畿 2 府 7 県	ヘリコプター事業者（6 社）	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送
平成 25 年 3 月 27 日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用
平成 25 年 3 月 29 日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等
平成 25 年 8 月 29 日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援
平成 27 年 5 月 17 日	関西広域連合	ライセンス クラブ 国際協会 335 複合地区	ボランティアに対する支援
平成 27 年 8 月 17 日	関西広域連合 近畿 2 府 8 県	近畿 2 府 8 県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣
平成 27 年 8 月 17 日	関西広域連合 近畿 2 府 8 県	近畿 2 府 8 県宅建業協会、全日本不動産協会近畿 2 府 8 県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等
平成 27 年 12 月 2 日	関西広域連合 近畿 2 府 8 県	近畿 2 府 8 県バス協会	広域避難時のバス等の提供
平成 28 年 8 月 28 日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等
令和 2 年 3 月 19 日	関西広域連合 近畿 2 府 6 県 4 政令市	トヨタ L&F 近畿株式会社、トヨタ L&F 兵庫株式会社、トヨタ L&F 奈良株式会社、トヨタ L&F 和歌山株式会社、トヨタ L&F 岡山株式会社、トヨタ L&F 徳島株式会社	基幹的物資拠点及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォクリフトの提供
令和 2 年 3 月 26 日	関西広域連合 近畿 2 府 6 県 4 政令市	西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社	道路啓開及びライフライン整備等の復旧事業における連携・協力

第2節 研修・訓練の実施

【担当局】総務局、消防局

【趣旨】

対象原子力災害等の対策に関する研修・訓練等について定める。

1 研修の実施

対象原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るために、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- ① 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
- ② 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
- ③ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ④ モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること
- ⑤ 防災対策上の諸設備に関すること
- ⑥ 緊急時に県、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること
- ⑦ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧ 避難退域時検査、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑨ その他緊急時の対応に関すること

2 訓練の実施

(1) 防災訓練への取り入れ

対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れよう努める。また、国及び近隣府県が企画・実施する訓練に、必要に応じて参加する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

事業者等と連携し、放射性物質事故を想定した実動訓練を実施する。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

【担当局】総務局、消防局、保健所

【関係機関】兵庫県、兵庫県警察、西宮市医師会

【趣旨】

災害時の情報収集・連絡体制と通信手段の確保等について定める。

1 情報の収集・連絡体制

国、県、周辺市町、警察署、西宮市医師会、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

【連絡すべき事故情報】

- ① 事故発生の時刻、場所、事故の状況
- ② 放射性物質の放出に関する情報
- ③ 予想される被害の範囲及び程度等
- ④ その他必要と認める事項

(1) 連絡調整窓口の設置

県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

(2) 防災関係機関との連携

防災関係機関等と必要な対策を円滑に実施できる体制整備を図る。

(3) 専門家等への協力要請

県と協議し、放射性物質事故に際し、必要に応じ国から派遣される専門的知識を有する職員や専門家の協力要請及び受け入れ体制についてあらかじめ定める。

(4) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)運用体制の強化

フェニックス防災システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町及び関係機関へ迅速に伝達を行うシステムであり、災害情報の一元化、データベース化により、迅速な把握及び的確な災害情報の提供が可能である。そこで、災害時に円滑な運用ができるよう、本システムの研修を積極的に活用して操作の習熟に努める。

第4節 災害広報体制の整備

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

【趣旨】

対象原子力災害等の発生時に、市民への的確な情報提供ができるよう、必要な体制を整備する。

1 市民への情報提供方法の充実

(1) 既存情報提供媒体の活用充実

市政ニュースや防災に関するホームページ、にしのみや防災ネット等の内容及び利用方法について、平時及び緊急時での活用方法を更に検討し、その充実を図る。

(2) 要配慮者への情報提供方法の検討

要配慮者に対しては、その障害の内容等に応じて、文字放送や手話等により、効果的な情報提供を検討する。

また、外国人への広報手段については、県、公益財団法人兵庫県国際交流協会、公益財団法人西宮市国際交流協会、外国語ボランティア等と連携して、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援、外国人市民の声の把握に努めるとともに、日常生活上の問題への相談体制の充実を図る。

(3) 携帯電話メールの活用強化

本市では、既に携帯電話メールを活用して、「にしのみや防災ネット」の緊急情報メールを配信している。さらに、情報提供手段の多重化とメール登録者の増加を図るため、各キャリアの緊急速報「エリアメール」「緊急速報メール」を導入した。「にしのみや防災ネット」と連携し、有効な情報を配信する。

(4) 防災指揮車の活用

災害発生のおそれがある場合、あるいは災害発生時において、その発生現場における迅速な情報収集活動の良し悪しが、その後の対応に大きな影響を与えるため、関係者が隨時活動を行えるよう、防災指揮車を活用する。

(5) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」の広報体制

災害時は公衆回線が輻輳しやすいうことより、西日本電信電話株式会社と連携して、広報紙や市民向け研修等、各々が保有する広報手段を活用し、「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」の普及促進のための広報を実施する。

また、大規模災害発生時に、「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」の運用開始時の広報体制について、県及び西日本電信電話株式会社との間で協議調整を行う。

(6) SNS の利用

東日本大震災では、各SNSが携帯電話やパソコンより利用され、安否の確認等が被災地内外で行われた。本市では公式Twitter・Facebook・LINEを用いて災害情報を発信している。

2 通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線を整備するとともに、ケーブルテレビ、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。

[主な情報伝達手段]

- 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- 電話、ファクシミリ
- 携帯電話・スマートフォン
(にしのみや防災ネット、緊急速報メール等)
- インターネット（県・市町ホームページ、Twitter、Facebook、LINE等）
- 地域メディア（ベイ・コミュニケーションズ、さくらFM）
- 広報車
- 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（L－アラートの活用、協定に基づく緊急放送の実施等）
- 自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- アマチュア無線等情報ボランティアの協力

3 要配慮者への情報伝達

要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第5節 モニタリング等体制の整備

【担当局】総務局、消防局、環境局、保健所

【趣旨】

放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、モニタリング等の実施に必要な体制を整備する。

1 緊急時モニタリング体制の整備

(1) 機材の整備

緊急時におけるモニタリング（空間放射線の測定、環境試料中の放射能の測定）に必要な測定機器等の整備、維持管理に努める。

(2) 体制の整備

県は、人や周辺環境への放射線による影響を把握するため、平常時より環境放射線等モニタリングを実施することとなっている。

市は、県が実施する平常時・緊急時のモニタリング結果を迅速かつ正確に把握するための情報収集体制の整備に努める。

【モニタリングポストの設置場所】

施設名	所在地
県立工業技術センター	神戸市須磨区行平町3-1-12
尼崎総合庁舎	尼崎市東難波町5丁目21-8
姫路総合庁舎	姫路市北条1丁目98
豊岡総合庁舎	豊岡市幸町7-11
柏原総合庁舎	丹波市柏原町柏原688
洲本総合庁舎	洲本市塩屋2丁目4-5

(原子力規制委員会「放射線モニタリング情報共有・公表システム」<https://www.ermis.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>)

(3) 飲料水の検査体制の整備

飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

2 関係機関との協力体制の整備

国、原子力事業者、県、消防本部、立地県等と緊急時のモニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第6節 防護措置にかかる体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、教育委員会

【趣旨】

防護措置を実施するための体制整備について定める。

1 情報収集・伝達体制の整備

防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を市民等に伝達する体制を整備する。

2 活動用資機材の整備

役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備する。

3 避難所の指定

避難所を指定し、その施設、設備の整備に努めるとともに、運営体制の整備を図る。その内容は、「地震災害対策計画2編第2章第10節 避難対策の充実」による。

4 要配慮者避難支援体制の整備

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者の防護措置について、迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。その内容は、「地震災害対策計画2編第2章第15節 要配慮者支援対策の充実」による。

5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備

放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努める。

6 教育機関等における体制の整備

児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、地域の実情等を踏まえ、教育機関等ごとに対応マニュアル等を作成するよう指導する。

第7節 県外からの避難の受け入れ体制の整備

【担当局】総務局、産業文化局、教育委員会

【関係機関】兵庫県

【趣旨】

福井県に立地する原子力施設の事故による他府県からの避難者の受け入れ体制について定める。

1 想定される広域避難

福井県に立地する原子力施設で事故等が発生し、県から避難者の受け入れ等の要請があった場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、マッチングを行った京都府舞鶴市からの避難住民の受け入れに協力する。

【広域避難計画の総括表（出典：原子力災害に係る広域避難ガイドライン）】 平成31年3月時点

避難元府県	避難元市町	対象人口	避難先府県	避難先市町	受け入れ人数
京都府	舞鶴市	82,949	兵庫県	神戸市	33,559
				尼崎市	14,919
				西宮市	16,539
				淡路市	1,656
			徳島県	鳴門市 松茂町 北島町	16,276

2 情報連絡体制の整備

(1) 避難元府・市との情報の交換

県外からの避難者の受け入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元である京都府及び舞鶴市と連絡の交換を行う。

(2) 避難者情報の共有

随時、避難元市である舞鶴市から、避難元市の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

情報の例：幼稚園・保育園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口および在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

3 広域避難の受け入れ体制の整備

(1) 広域避難体制の確立

大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 必要物資の把握、配布手順の確認

避難元市である舞鶴市からの情報を踏まえ、各避難所において、食料、飲料水及び生活必需品等の必要な物資を速やかに確保できる体制の整備に努める。

また、一般災害での対応に準じて、物資の配布についてもあらかじめ手順を定めておく。

第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

【趣旨】

対象原子力災害等に関する知識の普及及び啓蒙を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

1 普及啓発の実施

災害時に的確な行動をとるためにには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- ② 原子力災害とその特殊性に関すること
- ③ 県、市及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- ④ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

2 専門的情報の提供

原子力災害時に市民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ市民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。

(1) 放射性物質や放射線に関する情報

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門

トップページ

<https://www.nirs.qst.go.jp/index.shtml>

教材資料・アニメーション

<https://www.qst.go.jp/site/qms/1866.html>

放射線被ばくの Q&A

<https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html>

(2) 放射線による健康影響等に関する情報

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の作成」

http://www.env.go.jp/chemi/rhm/basic_data.html

(3) 原子力防災に関する情報

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 「原子力防災情報」

http://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html

(4) 放射線モニタリングに関する情報

原子力規制委員会 「放射線モニタリング情報」

3 <https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/> 専門機関等の支援

知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構）、原子力事業者等に協力を求める。

3 編 災害応急対策計画

目 次

第1章 基本方針.....	3-1
第2章 迅速な応急活動体制の確立.....	3-12
第1節 組織の設置	3-12
第2節 動員の実施	3-27
第3節 情報の収集・伝達.....	3-28
第1款 災害情報の収集・伝達.....	3-28
第2款 通信手段の確保.....	3-31
第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣	3-34
第5節 民間事業者等との連携	3-37
第6節 専門家への協力要請	3-38
第3章 円滑な応急活動の展開.....	3-39
第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施.....	3-39
第1款 災害広報の実施.....	3-39
第2款 各種相談の実施.....	3-41
第2節 モニタリング活動の実施.....	3-42
第3節 屋内退避等の実施.....	3-43
第4節 要配慮者支援対策の実施.....	3-46
第5節 交通の確保対策の実施	3-48
第6節 医療及び健康相談の実施	3-49
第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	3-50
第8節 県外からの避難者の受入れ	3-51
第9節 消火・救急救助活動の実施	3-55
第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応.....	3-57

第1章 基本方針

1 計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、市の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2 対応方針

(1) 原子力施設における事故等への対応

ア 基本的な考え方

原災法、原子力災害対策指針に従って対応する。

イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

(ア) 原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施

原子力災害対策指針では、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づくEAL (Emergency Action Level:緊急時活動レベル)と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講じることとしている。原災法に定める特定事象(法第10条)、原子力緊急事態(法第15条)の基準もこの区分に沿ったものとなっている。

【緊急事態区分と主な対応】

区分	警戒事態 EAL (AL)	施設敷地緊急事態 EAL (SE)	全面緊急事態 EAL (GE)
基準例	・大地震(立地道府県で震度6弱以上) ・立地道府県で大津波警報の発令	・全交流電源喪失 ・施設境界付近で基準値($5 \mu\text{Sv}/\text{h}$)を超える放射線量を観測	・冷却機能喪失 ・施設境界付近で基準値($5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ (2地点以上又は10分間以上継続))を超える放射線量を観測
事態の状況	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象が発生し又はそのおそれの発生	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生(原災法10条)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生(原災法15条)
措置の概要	・情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者 ^{※2} の避難等の防護措置の準備を開始	・PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施 ・UPZ内において、屋内退避の準備を実施	・PAZ内において、住民の避難開始及び安定ヨウ素剤の服用を実施 ・UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施

区分	警戒事態 EAL (AL)	施設敷地緊急事態 EAL (SE)	全面緊急事態 EAL (GE)
国の対応	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置 ・現地事故対策連絡会議の開催 ・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ	・内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置 ・国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催
兵庫県の対応	・災害警戒本部の設置	・PAZ 住民の避難受入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZ、UPZ 住民の避難受入れ ・県民に屋内退避の可能性を注意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施

※(AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency 詳細は資料編を参照のこと。

(イ) 観測可能な指標に基づく緊急時防護措置の実施

原子力施設から放射性物質が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急時防護措置を実施することとされている。

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の値で表される（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）が設定されている。

【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む） 500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施 β 線：40,000cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu \text{Sv/h}$ (地上 1 m で計測した場合の 空間放射線量率 ^{*2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準 OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu \text{Sv/h}^{*6}$ (地上 1 m で計測した場合の 空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{*9}	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	$2,000\text{Bq/kg}^{*8}$	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3 と同様、表面汚染密度は約 $40 \text{ Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

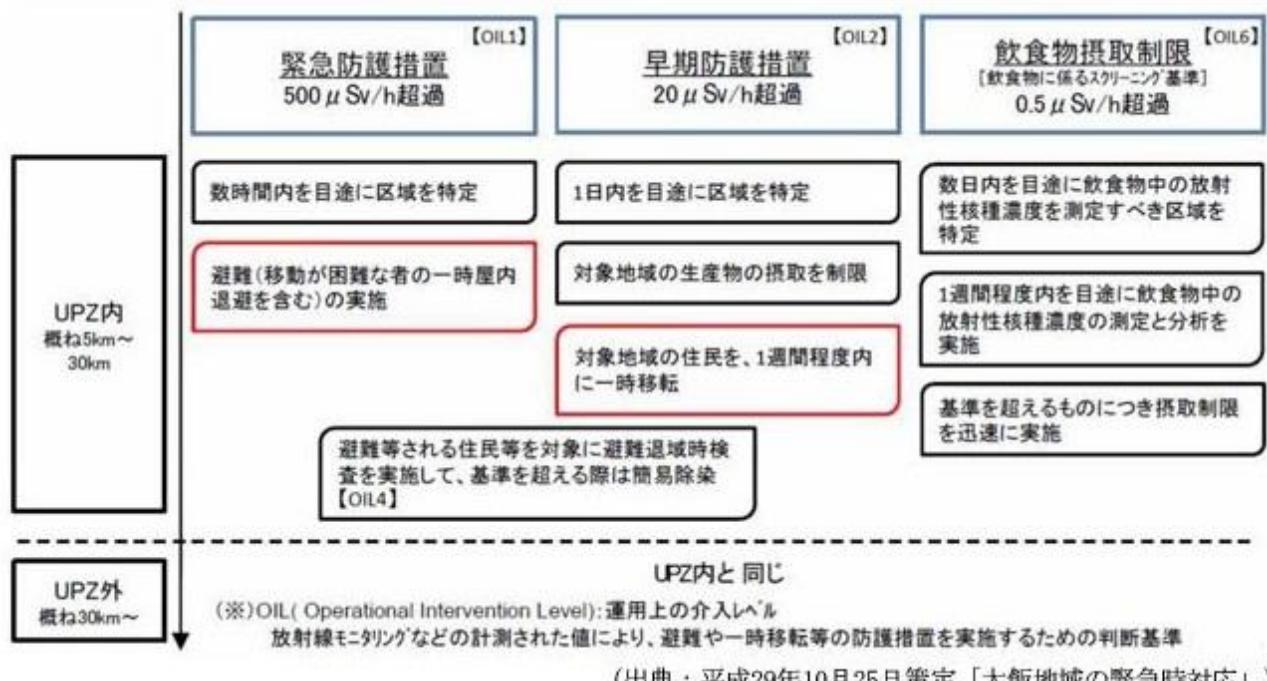
*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

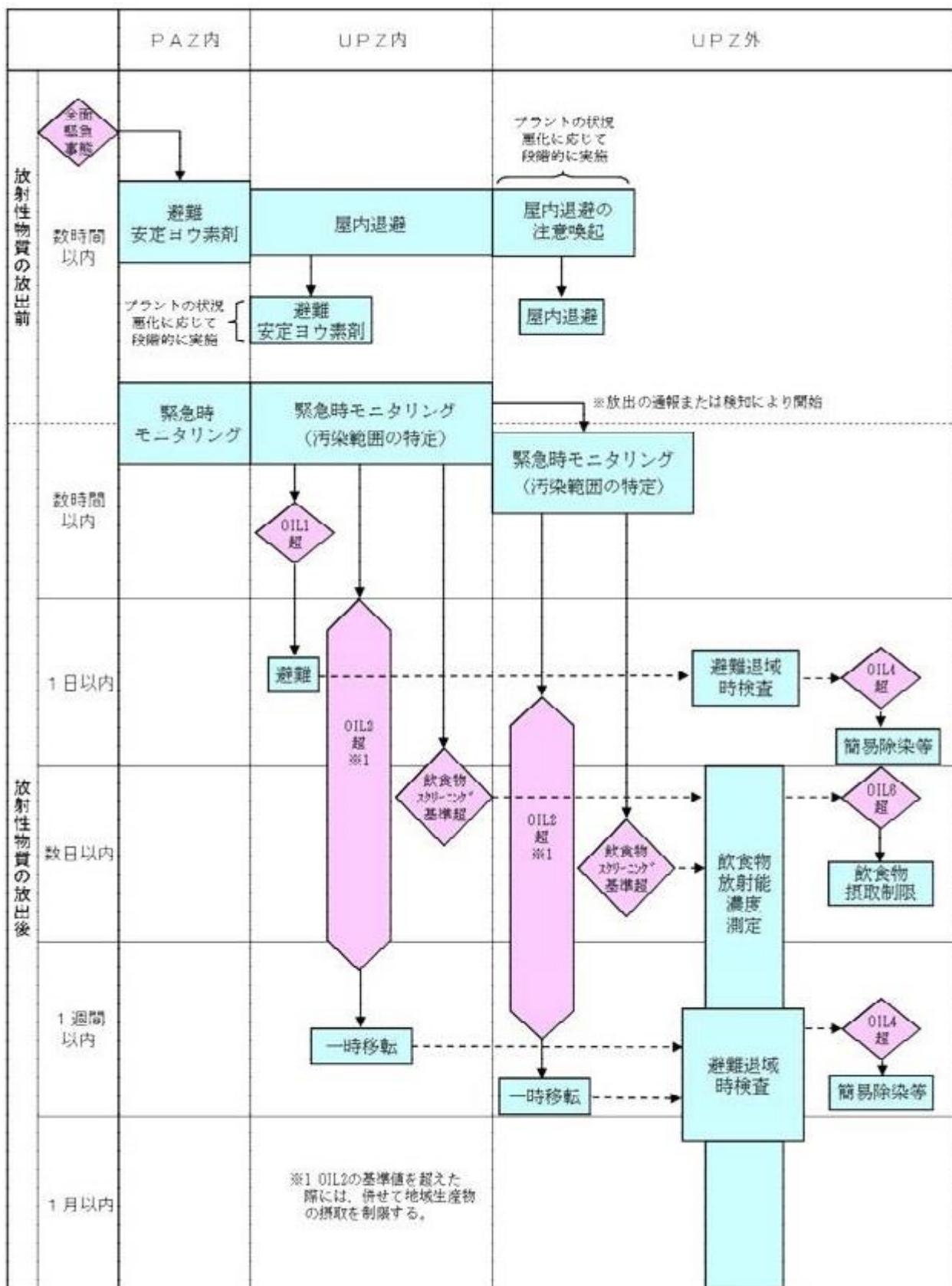
放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率 (OIL1) が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率 (OIL2) が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、

防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにならなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

【原子力施設からの距離と OIL の関係】



【防護措置の全体像】



(2) 放射性物質の輸送中の事故等への対応

核燃料物質等の輸送中の災害については、原子力災害対策指針において、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行うこととされている。

また、放射性同位元素等の輸送中の災害についても、法令に基づき事業者等が対応することとされており、事故や火災の状況に応じて消防、警察への通報が行われるのみである。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の発生や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、必要な対策を講じる。

(3) 放射性物質取扱施設における事故等への対応

放射性物質を取り扱う施設における事故等については、法令に基づき施設管理者等が対応することとなっている。しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の救助や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、必要な対策を講じる。

(4) 放射性物質の不法廃棄等への対応

放射性物質の不法廃棄等については、放射性物質の種類や事案の内容によって適用される法令が異なり、責任の所在が不明確な場合もあり得るが、市民の不安を惹起し、風評被害を生じるなど、影響が広がるおそれがある場合には、県が関係機関と必要な対策の調整を行うため、これに協力する。

【応急対策に関する主な法令】

対象物質	根拠法令	危険時の措置	実施義務者
核燃料物質	原災法	<ul style="list-style-type: none"> ・基準以上の放射線量が検出された場合の県、市町への通報 ・原子力事業者防災業務計画による応急措置の実施 	原子力事業者、運搬業者、受託貯蔵者
	原子炉等規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官又は海上保安官への届出 	
	核燃料物質の使用等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・使用施設、核燃料輸送物の火災、又は延焼するおそれがある場合の消火・延焼防止、消防吏員への通報 ・核燃料物質の安全な場所への移動 ・避難の警告 	
	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能汚染の拡大防止及び除去 ・救出、避難等の緊急の措置 ・その他放射線障害を防止するために必要な措置 	
放射性同位元素	放射性同位元素等規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官又は海上保安官への届出 	放射性同位元素使用者、運搬業者等
	同法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・使用施設又は放射性輸送物の火災、又は延焼するおそれがある場合の消火・延焼防止、消防署への通報 ・核燃料物質の安全な場所への移動 ・避難の警告 ・放射能汚染の拡大防止及び除去 ・救出、避難等の緊急の措置 ・その他放射線障害を防止するために必要な措置 	
放射性医薬品	医療法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合の保健所、警察署、消防署その他関係機関への通報 ・放射線障害の防止 	病院又は診療所の管理者
	放射性医薬品の製造及び取扱規則	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の安全な場所への移動 ・避難の警告 ・放射能汚染の拡大防止及び除去 ・救出、避難等の緊急の措置 ・その他放射性物質による障害の防止に必要な措置 	製造業者、薬局開設者、製造販売業者、一般販売業者

3 災害応急対策の流れ

(1) 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町	
警戒事態 (警戒事象の発生)	・事象発生の通報	→	→	→	
施設敷地緊急事態 (特定事象の発生)	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備〔PAZ〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避準備開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始〔PAZ〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始〔UPZ〕 ・屋内退避の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受入準備
全面緊急事態 (原子力緊急事態の発生)		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催〔PAZ〕 ・住民の避難開始〔UPZ〕 ・屋内退避 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避難の受入れ ・UPZからの県外避難の受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避難の受入れ ・UPZからの県外避難の受入準備 	
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング ・OIL1 超地域特定〔OIL1 超地域〕 ・避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> 〔OIL1 超地域〕 ・避難指示 	
1日以内	・避難退域時検査支援	<ul style="list-style-type: none"> ・OIL2 超地域特定〔OIL1 超地域〕 ・避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受入調整〔OIL1 超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受入れ 〔OIL1 超地域〕 ・避難の実施 	
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定			
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受入調整〔OIL2 超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援(輸送手段の手配等) 	<ul style="list-style-type: none"> 〔OIL2 超地域〕 ・一時移転の実施 	

事項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
応急対策の実施	・放射性物質による汚染の除去	〔必要に応じ〕 ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・要配慮者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国
事故等の発生	・事故等発生の通報		→警察 →消防本部 →災害対策センター	【核燃料物質の場合】 原子力規制庁
	・緊急措置 ・立入制限区域設定 ・消火・延焼防止 ・救出 ・避難等の危険時の措置 ・緊急時モニタリング	・施設データの確認 ・消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質事故対策会議の開催
放射線検出	・放射線測定結果の報告		→警察 →消防本部 →災害対策センター	原子力規制庁
	・立入制限区域設定 ・遮へい ・放射能汚染の拡大防止・除去	・消防警戒区域の設定 ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・消火活動 ・救助・救急活動 【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保 (広報・避難誘導等)	・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置	【特定事象の場合】 ・関係省庁事故対策連絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員 【原子力緊急事態に至った場合】 ・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置 ・緊急事態応急対策の実施(モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等) ・事故発生場所周辺の住民避難等防護対策の指示
被ばく傷病者等の発生	・被ばく傷病者等の応急措置 ・汚染検査・除染(関係者、周辺環境) ・汚染物の保管	・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 【必要に応じ】 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等	・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 【必要に応じ】 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

(3) 放射性物質の不法廃棄等

事項	発見者・施設管理者	市町・消防本部	兵庫県	国
放射線の検出	・発見の通報		→警察 →消防本部 →災害対策センター	原子力規制庁
防護対策の実施	・放射性物資の存在の周知 ・周囲への立入禁止措置	〔事案に応じて〕 ・消防隊・救急隊出動（放射線防護装備） ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・救助・救急活動 【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保（広報・避難誘導等）	・原子力規制庁と対応を協議 ・災害警戒本部の設置 〔事案に応じて〕 ・交通規制 ・災害対策本部の設置	・状況の確認 ・必要な措置の指示
被ばく傷病者等の発生		・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 〔必要に応じ〕 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等	・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 〔必要に応じ〕 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第2章 迅速な応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

【担当局】 災対統制局、災対総務局

【実行局等】 全災対局

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時等の防災組織について定める。

1 災害対策（警戒）本部を設置する

(1) 防災指令の発令

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要な災害対応体制を取るため、市長は、防災指令、災害警戒指令、連絡員待機指令を発令する。

なお、必要に応じて危機管理監が市長に代わり発令することができる。

資料2-4 「西宮市防災指令要綱」参照

(2) 災害対策（警戒）本部の設置

ア 災害警戒本部

危機管理監は、市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の検討を行い、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

イ 災害対策本部

市長は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、強力で総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、西宮市災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を検討し、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

【災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準】

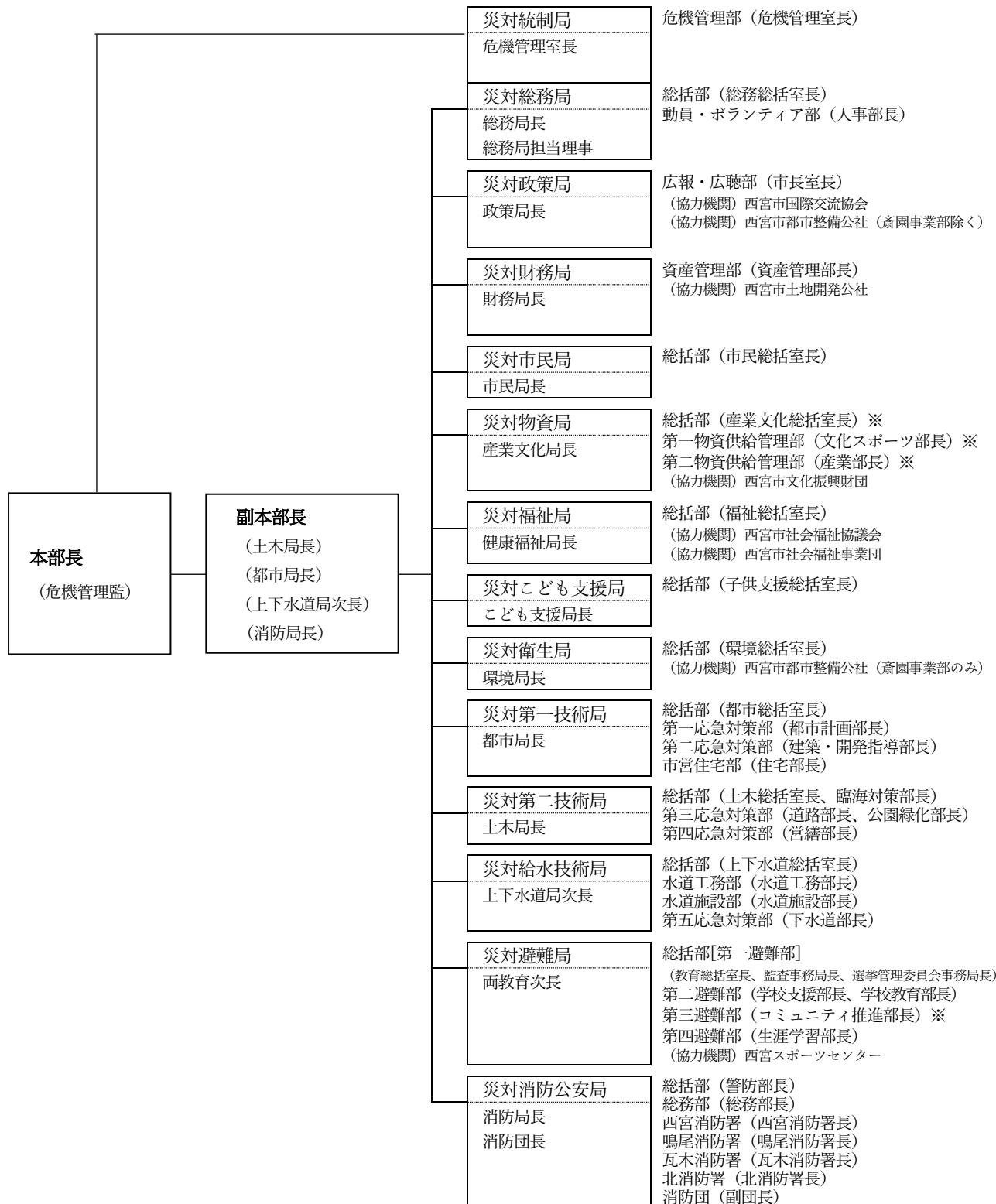
体制	基準
災害警戒本部	・災害警戒指令が発令された場合
災害対策本部	・防災指令第1～3号が発令された場合

資料1-2 「西宮市災害対策本部条例」参照
資料2-2 「西宮市災害対策本部設置要綱」参照
資料2-3 「西宮市災害警戒本部設置要綱」参照

2 災害警戒本部の運営

(1) 災害警戒本部の組織

ア 災害警戒本部の組織



注) 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。詳細は、別紙「災害対策本部組織図」を参照のこと。

イ 災害警戒本部の構成員

【災害警戒本部の構成員】

役職	担当	所掌事務 概要
本部長	危機管理監	警戒本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	土木局長 都市局長 上下水道局次長 消防局長	災害警戒本部長を補佐する。
本部員	災害警戒本部に属する 上記以外の各局長等	災害警戒本部会議を構成し、災害応急対策の方針等 を決定するとともに、所管局の災害応急対策事務を 総括調整する。
対策部長	災害警戒本部に属する 各部長等	局長を補佐し、各部の災害対策事務を総括調整する
対策職員	災害警戒本部に属する 各職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部室の設置場所

災害警戒本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。
ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

イ 作戦室の設置

災対統制局は、災害警戒本部の作戦室を、市役所本庁舎第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームに設置する。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

作戦室では、市民窓口（受付）を開設し、市民等からの被害情報を収集するとともに、応急対策の立案
及び指示を行う。

ウ 災害警戒本部の設置（廃止）の通知

危機管理監は、災害警戒本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

エ 指揮権限の代行（危機管理監が不在、又は連絡不能な場合）

災害警戒本部の設置及び指揮は、危機管理監の権限により行われるが、危機管理監の判断を仰ぐことが
できない場合は、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに危機管理監にこれを報告し、その承認を得る。

【災害警戒本部指揮権 代行順位】

- 第1位 土木局長
第2位 都市局長
第3位 上下水道局次長
第4位 消防局長

オ 災害警戒本部の活動

災害警戒本部は、主に次の活動を行う。

【災害警戒本部の活動概要】

- 災害情報等の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- 河川、土砂災害警戒区域等の警戒、監視
- 小規模かつ局所的な災害への応急対策活動
- 自主避難等を含めた避難活動への対応
- 市民・報道機関等への情報伝達
- 各部局所管施設の状況把握
- 防災関係機関等との連絡調整

カ 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部長は、災害警戒本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、災害警戒本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

キ 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、後述する「災害対策本部の事務分掌」に準拠する。

ク 災対技術局担当区域

市内全域に及ぶ災害発生時には、災対第一技術局、及び災対第二技術局、並びに災対給水技術局が、あらかじめ定めた担当区域において、災害対応に当たる。

ただし、災害発生及び被災状況により、災害警戒本部長あるいは災害警戒本部会議の判断に基づき、区域を変更するなど臨機に運用する。

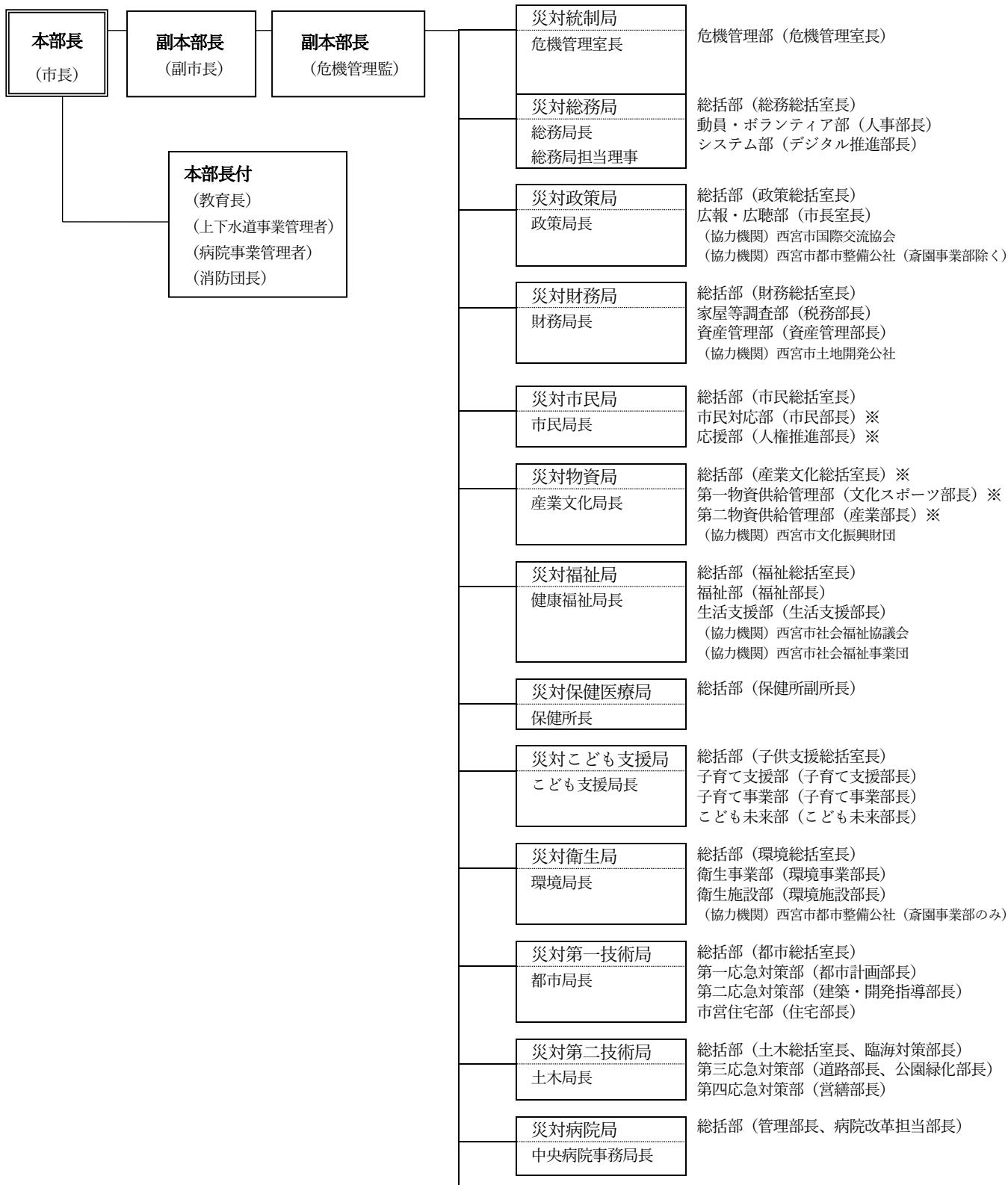
資料7-9 「災対技術局及び災対給水技術局担当区域」参照

3 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の組織

各災対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。



災対給水技術局 上下水道局次長	総括部（上下水道総括室長） 水道工務部（水道工務部長） 水道施設部（水道施設部長） 第五応急対策部（下水道部長）
災対避難局 両教育次長	総括部[第一避難部] (教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長) 第二避難部（学校支援部長、学校教育部長） 第三避難部（コミュニティ推進部長）※ 第四避難部（生涯学習部長） (協力機関) 西宮スポーツセンター
災対消防公安局 消防局長 消防団長	総括部（警防部長） 総務部（総務部長） 西宮消防署（西宮消防署長） 鳴尾消防署（鳴尾消防署長） 瓦木消防署（瓦木消防署長） 北消防署（北消防署長） 消防団（副団長）
災対議会担当局 議会事務局長	総括部（議会事務局次長）
災対会計局 会計室長	総括部（会計室長）

注) 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。詳細は、別紙「災害対策本部組織図」を参照のこと。

イ 災害対策本部の構成員

【災害対策本部の構成員】

役職	担当	所掌事務 概要
本部長	市長	本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、危機管理監	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員 (本部長付)	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防団長	本部長を補佐する。
本部員 兼 災対局長	各局長等、危機管理顧問	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所管局の災害対策事務に従事する。
本部連絡員	各局で指定された職員	本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。
災対総括部長	各局総括室長	本部員の命を受け、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対部長	各部長	本部員の命を受け、所管部の災害対策事務に従事する。
災対総括課長	各局総括課長	災対総括部長を補佐し、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対課長	各課長	上司の命を受け、所管課の災害対策事務に従事する。
災対職員	各課員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。

イ 作戦室の設置

災害対策本部の作戦室（市民窓口）の設置場所は、災害の規模に応じて市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームとする。

作戦室では、市民窓口（受付）を開設し、市民等からの被害情報を収集するとともに、応急対策の立案及び指示を行う。

ウ 災害対策本部等の設置場所の決定

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。大規模地震等の発生により本庁舎が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設一覧」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、災害対策本部を設置する。

資料8-5 「災害対策本部等の代替施設一覧」参照

エ 災害対策本部の設置（廃止）告示

市長は、西宮市災害対策本部条例第2条に基づき、災害対策本部を設置したときは、当該本部の名称、設置の場所および期間を、また当該本部を廃止したときは、その旨を、直ちに告示する。

オ 災害対策本部の設置（廃止）の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

カ 現地対策本部の設置

被災地において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、被災地の近くに現地対策本部を設置する。

【現地対策本部の構成】

●設置場所

被災地に近い支所等の市有施設、学校

●現地対策本部長及び本部員

本部長は、災害対策本部の副本部長、本部員の中から必要な者を、現地対策本部長及び本部員として指名する

●活動内容

・被災現場での指揮

・関係機関との連絡調整

キ 指揮権限の代行(市長が不在、又は連絡不能な場合)

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

【本部指揮権 代行順位】

- | |
|-----------|
| 第1位 副市長 |
| 第2位 危機管理監 |
| 第3位 消防局長 |

ク 本部会議の開催

本部長は、本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

ケ 災対局総括部担当者会議の開催

本部会議の補完、また各災対局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、災対局総括部担当者（災対総括部長及び災対総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて災対統制局が招集する。

また、各災対局総括部担当者は、会議の開催が必要と判断したときは、災対統制局に要請することができる。

コ 災害対策本部各局の事務分掌

災害対策本部各局の事務分掌は、次の「災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、災害対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各災対局内における事務分担は、各局長の裁量により取り決められる。

なお、各事務分掌に割り当てられた担当局部は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、災害状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。

【災害対策本部の事務分掌】

局	主な事務分担
災対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関すること。(総括部) 4 他局への業務応援に関すること 5 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 6 本部の設置及び廃止に関すること。 7 本部会議、災対総括担当者会議の開催に関すること。 8 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関すること。 9 被害状況の関係機関への報告に関すること。 10 気象及び地震等の情報収集に関すること。 11 自衛隊派遣要請に関すること。 12 国、県等関係機関との連絡調整に関すること。 13 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること。 14 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関すること。 15 自主防災組織に関すること。 16 避難情報発令に関すること。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。
災対総務局 (総務局長) (担当理事)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 災害資料の収集整理及び印刷に関すること。 7 各局の人員状況の取りまとめに関すること。 8 職員の動員配置及び各局の配置調整に関すること。 9 職員の給食及び衛生管理に関すること。 10 応援配備に関すること。 11 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関すること。 12 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関すること。 13 その他動員に関すること。 14 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関すること。
災対政策局 (政策局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。 7 局内及び他局業務の応援に関すること。 8 見舞い等への応接及び秘書に関すること。 9 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 10 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。 11 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。 12 報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること。 13 避難情報等の広報に関すること。 14 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 15 その他広報に関する事。 16 その他広聴に関する事。

局	主な事務分担
災対財務局 (財務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 市有財産（文教施設、地域市民施設は除く）の被害調査に関すること。 7 車両等の整備・配分に関すること。 8 車両及び応急災害用資機材の借上に関すること。 9 家屋調査等に関すること。 10 罹災証明等に関すること。 11 罹災届出証明等に関すること。 12 民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関すること。 13 災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関すること。 14 災害応急対策にかかる財政措置に関すること。 15 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。
災対市民局 (市民局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関すること。 7 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関すること。 8 市民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関すること。 9 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。 10 その他市民との応対に関すること。
災対物資局 (産業文化局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関すること。 7 食料及び生活必需品の分荷、供給に関すること。 8 炊き出し用食材等の調達、供給に関すること。 9 他市町村等への救援物資の調達、提供に関すること。 10 その他物資調達、供給に関すること。 11 樋門、スクリーンに係る農会との調整に関すること。(農政課)
災対福祉局 (健康福祉局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 要配慮者に関すること。 7 福祉避難所の開設及び管理に関すること。 8 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。 9 義援金、援助金、見舞金等の配分に関すること。 10 災害弔慰金に関すること。 11 被災者生活再建支援金等に関すること。(但し調査を除く) 12 災害ボランティアセンターに関すること。(社会福祉協議会) 13 その他被災者の福祉に関すること。

原子力等防災計画 3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立
第1節 組織の設置

局	主な事務分担
災対保健医療局 (保健所長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 医師会等医療関係機関との連絡に関すること。 7 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 8 被災者の保健医療及び相談に関すること。 9 防疫に関すること 10 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関すること。 11 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関すること。 12 その他保健医療に関すること。
災対こども支援局 (こども支援局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 要配慮者に関すること。 7 福祉避難所の開設及び管理に関すること。 8 その他被災者の福祉に関すること。
災対衛生局 (環境局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 死亡者の収容及び埋火葬に関すること。 7 防疫作業に関すること。 8 葬祭業者等に対する協力要請に関すること。 9 じんかい収集等広域応援の受入れ、調整に関すること。 10 し尿収集及び終末処理に関すること。 11 仮設トイレの設置等に関すること。 12 じんかい収集及び処理に関すること。 13 水路の清掃に関すること。 14 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関すること。 15 災害応急対策にかかる環境に関すること。 16 その他衛生に関すること。 17 ガレキの処理に関すること 18 倒壊家屋に関すること
災対第一技術局 (都市局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。 7 土木建築業者等との連絡調整に関すること。 8 被害状況の収集に関すること。 9 所管工事現場の災害防止に関すること。 10 宅地相談その他二次災害の予防に関すること。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。 12 宅地及び建物応急危険度判定に関すること。 13 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。 14 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関すること。 15 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。 16 その他土木建築の技術面に関すること。 17 応急仮設住宅の建設に関すること。 18 応急仮設住宅の管理に関すること。 19 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。

局	主な事務分担
災対第二技術局 (土木局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。 7 土木建築業者等との連絡調整に関すること。 8 被害状況の収集に関すること。 9 所管工事現場の災害防止に関すること。 10 二次災害の予防に関すること。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。 12 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。 13 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。 14 その他土木建築の技術面に関すること。 15 橋門、スクリーンの巡視、状況調査に関すること。 16 海岸保全施設に関すること。 17 水路清掃の指示に関すること。 18 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。 19 災害応急対策にかかる緑化に関すること。 20 応急仮設住宅の建設に関すること。
災対病院局 (事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 4 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 5 救急患者の収容及び診療に関すること。 6 医療材料の調達・供給に関すること。 7 その他病院に関すること。
災対給水技術局 (上下水道局次長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関すること。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関すること。 8 広域給水応援の受入れ、調整に関すること。 9 ダム関係施設の貯水放流に関すること。 10 送配水の応急措置に関すること。 11 被災地の応急給水に関すること。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関すること。 13 緊急送配水工事に関すること。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関すること。 15 その他の給水に関すること。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。 18 土木建築業者等との連絡調整に関すること。 19 被害状況の収集に関すること。 20 所管工事現場の災害防止に関すること。 21 二次災害防止に関すること。 22 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。 23 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。 24 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。 25 その他土木建築の技術面に関すること。 26 ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関すること。 27 海岸保全施設の操作に関すること。

局	主な事務分担
災対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関すること。 7 幼児児童生徒の安全対策に関すること。 8 応急教育の実施に関すること。 9 社会教育の応急対策に関すること。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関すること。 11 学用品等の給与に関すること。 12 文化財の保護に関すること。 13 その他避難所及び文教対策に関すること。
災対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 4 消火及び救出救助に関すること。 5 救急に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 消防活動状況の把握及び記録に関すること。 8 災害情報の収集連絡に関すること。 9 被害状況の把握及び記録集計に関すること。 10 気象観測に関すること。 11 関係機関との連絡調整に関すること。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。 13 避難指示に関すること。 14 自主防災組織に関すること。 15 西宮市消防協力隊に関すること。 16 その他消防に関すること。
災対議会担当局 (議会事務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 議会及び議員に関すること。
災対会計局 (会計室長)	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 災害応急関係経費の支払いに関すること。 7 義援金、見舞金等の受付・出納に関すること。 8 その他経費の支払に関すること。

サ 業務引き継ぎ用日誌の作成

災害の規模に比例して、災害対策本部の設置期間も長くなり担当者のローテーションも必要となる。その際、円滑な業務継続が可能となるよう、災対統制局及び各災対局総括部は業務日誌を作成して、担当者間の業務引き継ぎを速やかに支障なく行う。

シ 他の局部への応援配備

本部長は、災害時の各局部の業務実態に応じて、他局部へ応援配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他局部に配備された応援職員は、配置先の局部長の指示に従う。

ス 本部連絡員(本部員の補助事務)

各本部員は、必要に応じて、所属職員の中から本部連絡員を指名し本部室に派遣する。
本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

セ 関係機関調整室

本部と各防災関係機関との間で、より密接な連携が必要と認められる場合には、災害対策本部に防災関係機関連絡室を設置し、当該防災関係機関へ連絡員の派遣を要請する。

(3) 災害対策本部事務局の強化

これまで、危機管理室単独で事務局を組織していたが、市長を補佐する参謀機能を有した本部事務局となるよう関係する部署を加え、また、機能別に4つの班を置き、体制を強化する。

【事務局の機能区分と組織】



ア 総務班（災害対策本部会議の庶務担当）

担当：総務総括室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：災害対策本部会議の運用に係る事務を行う。（本部室・オペレーションルームの設営、資料、議事録の作成、共有等）

イ 広報・広聴班（広報、メディア対応）

担当：市長室（広報・広聴部）を主体に、政策局全体で業務にあたる。

機能：広報担当／災害対応時の広報※、メディア対応（記者会見含む）の管理業務を行う。

広聴担当／市民等からの電話、メール及び来庁等による通報受付に関する管理業務を行う。

ウ 情報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

担当：危機管理室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：総括指揮担当／本部長の意思決定を支援する参謀として、特に初動期の実質的な災害対応案（避難指示等）の決定、また、想定外の災害対応の分配協議などオペレーションルーム全体の総括指揮を行う。

情報分析担当／広報・広聴班が受けた通報、調整班が入手した関係機関からの情報、情報・調整班自らが取得した情報を総合的に分析、評価を行い、2次情報として整理する。

情報伝達担当／2次情報を府内に共有し、「防災情報システム」に係る情報伝達※1を行う。

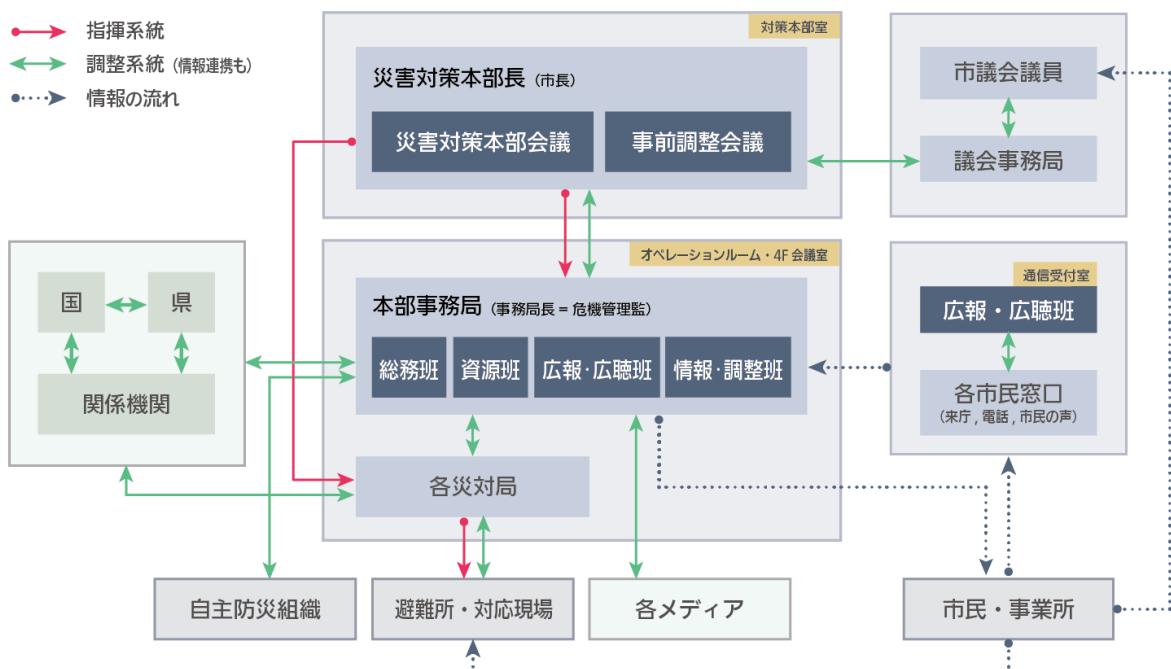
調整担当／本部長指示の伝達、関係機関、部局間の涉外、調整（総合調整）、自衛隊の災害派遣要請に関する業務を行う広報・広聴班（広報、メディア対応）

エ 資源班（人的資源、物的資源の調整）

災害対応時の人的資源と物的資源に関する、ロジスティクス業務を行う。

- ・避難所や物資搬入業務など人員が不足する業務の人員調整として、市職員、外部からの応援職員の調整、応援職員の宿泊地の確保等に関する業務（人的資源）
- ・不足する車両や資器材の確保、罹災証明書発行の受付といった災害対応業務に必要となる作業スペースや応援職員の執務スペースの確保（物的資源）。報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

【災害対策本部の指揮・調整系統と情報の流れ】



〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第2節 勤員の実施

【担当局】 災対総務局

【実行局等】 全災対局

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時等の職員の勤員（参集・配備）体制について定める。

災対各局長は、発令される防災指令（水防指令）の種類に応じて、あらかじめ作成した災害勤員計画に基づいて所定の職員を勤員配備する。ただし、原則、勤員計画には、国・県等他の自治体（及び行政関係の機関）で勤務する職員、保育所・学校園に勤務する職員（高校に勤務する一般行政職を除く）、会計年度任用職員（A・B）は含まれない。会計年度任用職員Aは、主に通常業務の継続面から本部勤員職員を支援する。

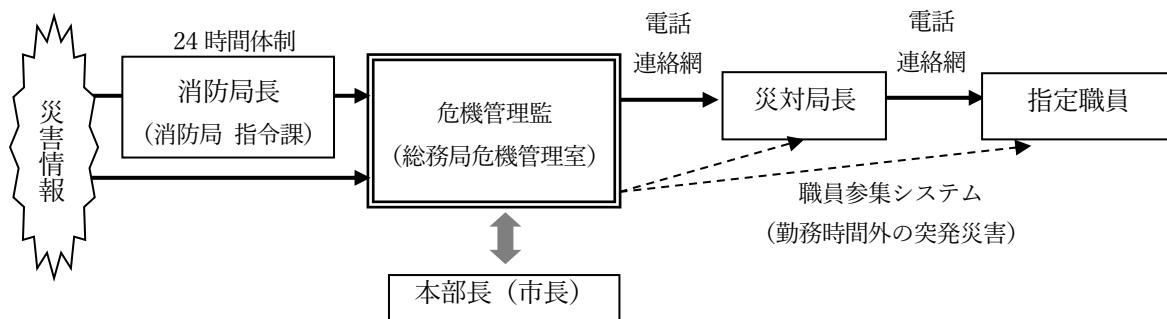
また、公益的法人への専任派遣の職員は、所属団体の指揮に従うため、原則、勤員計画には含まれないが、実情や業務内容、体制等を考慮し、各災対局と個別に調整する。

なお、災害の規模及び態様等によっては災害勤員計画にかかわらず、職員数を増強又は縮小して勤員・配備できる。

1 防災指令発令の様式

- ① 全職員に適用する場合の例
 - ・「全市防災指令第〇号」と発令する。
- ② 都度、指定する局等の職員のみに適用する場合の例
 - ・「〇〇局防災指令第1号、□□局災害警戒指令…」と発令する。

【防災指令の指令伝達フロー】



2 職員が参集する場所

原則、所属の職場とする。ただし、交通機関の途絶や災害の状況により、所属先に直行が困難な場合や所属職場の施設が被災する可能性がある場合は、居住地に近い支所やあらかじめ各所属で定められた代替施設等に参集する。

なお、情報伝達の際に、出動場所を指定した場合は、その指定場所に出動する。

3 勤務時間外の参集

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、防災指令が発令された場合は、電話連絡網等により速やかに情報伝達を行い、指定職員は出動する。

第3節 情報の収集・伝達

第1款 災害情報の収集・伝達

【担当局】 災対統制局、災対消防公安局、災対政策局

【実行局等】 兵庫県、兵庫県警察、気象庁、海上保安庁

【趣旨】

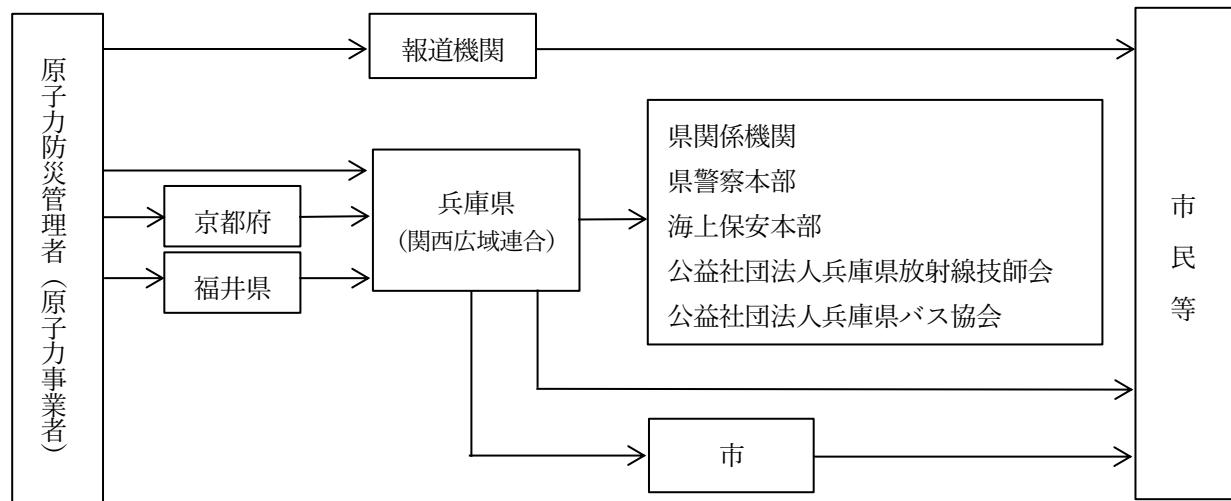
市の対象原子力災害等発生時等における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

1 福井県に立地する原子力施設事故災害発生時の情報伝達

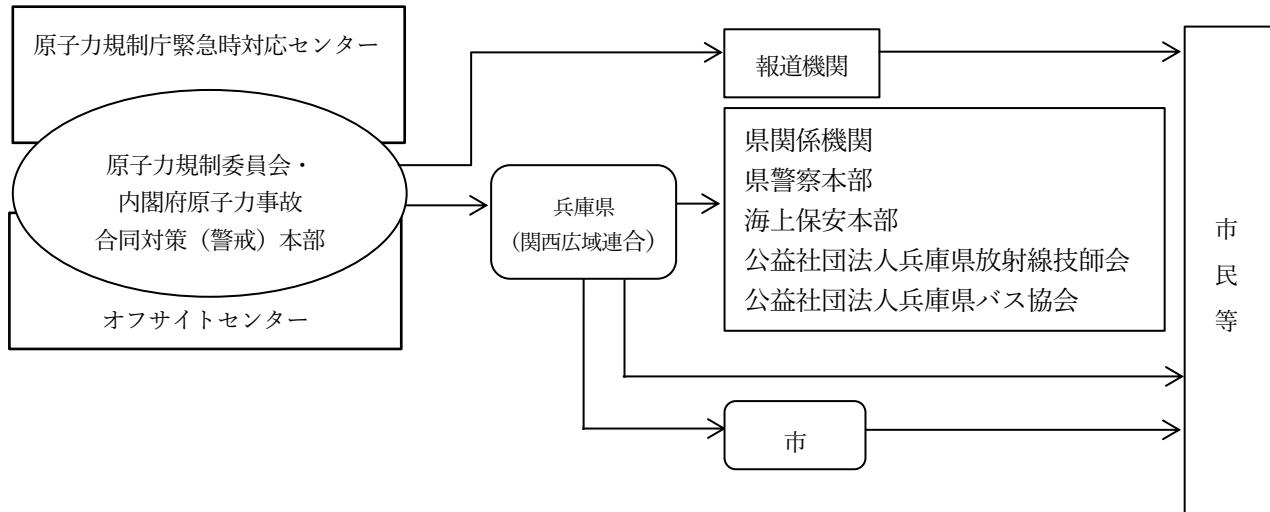
関西広域連合より兵庫県を通じて、原子力発電所事故等の情報を収集する。

○連絡体制（情報の流れ）

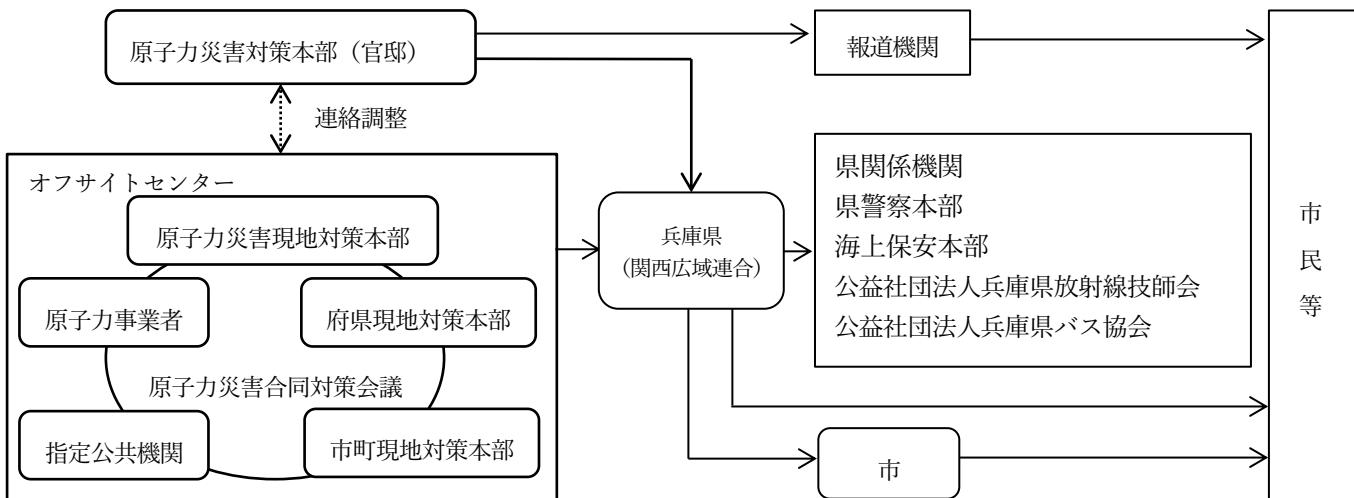
【事態発生の第一報】



【警戒事態・施設敷地緊急事態】



【全面緊急事態】

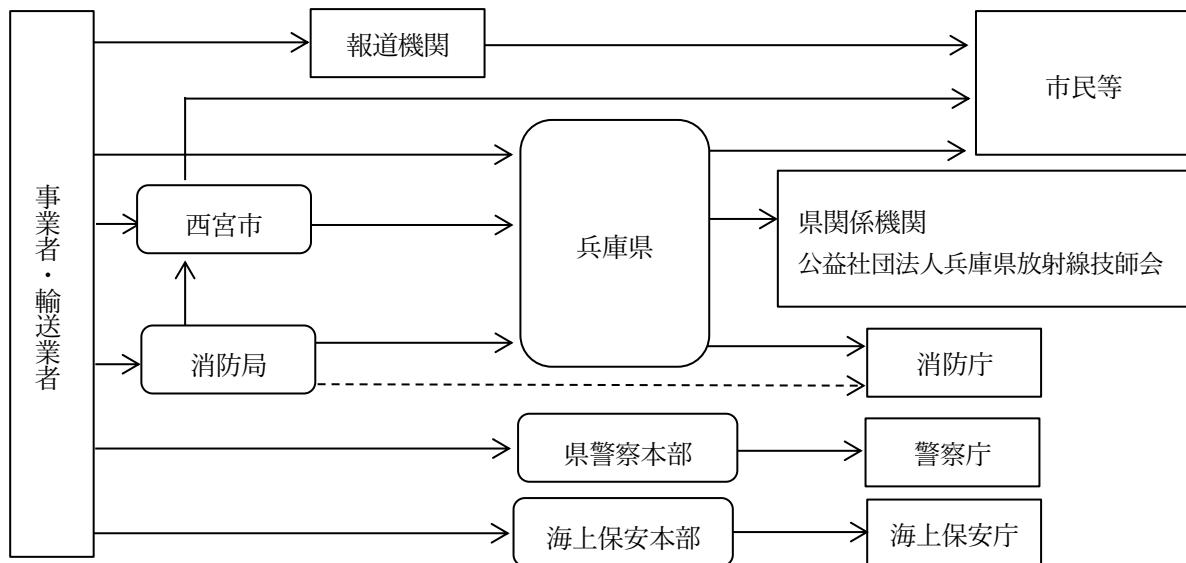


2 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等発生時の情報伝達

次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防局に通報があったもの。
- ② 原災法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防局にあったもの。

○連絡体制（情報の流れ）



（1）【原子力緊急事態宣言発出後の情報収集】

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会（原災法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、県、市町等の関係機関により設置）に一元化する。

3 支援要請

大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第2款 通信手段の確保

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 全災対局、兵庫県、兵庫県警察、国土交通省、気象庁、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

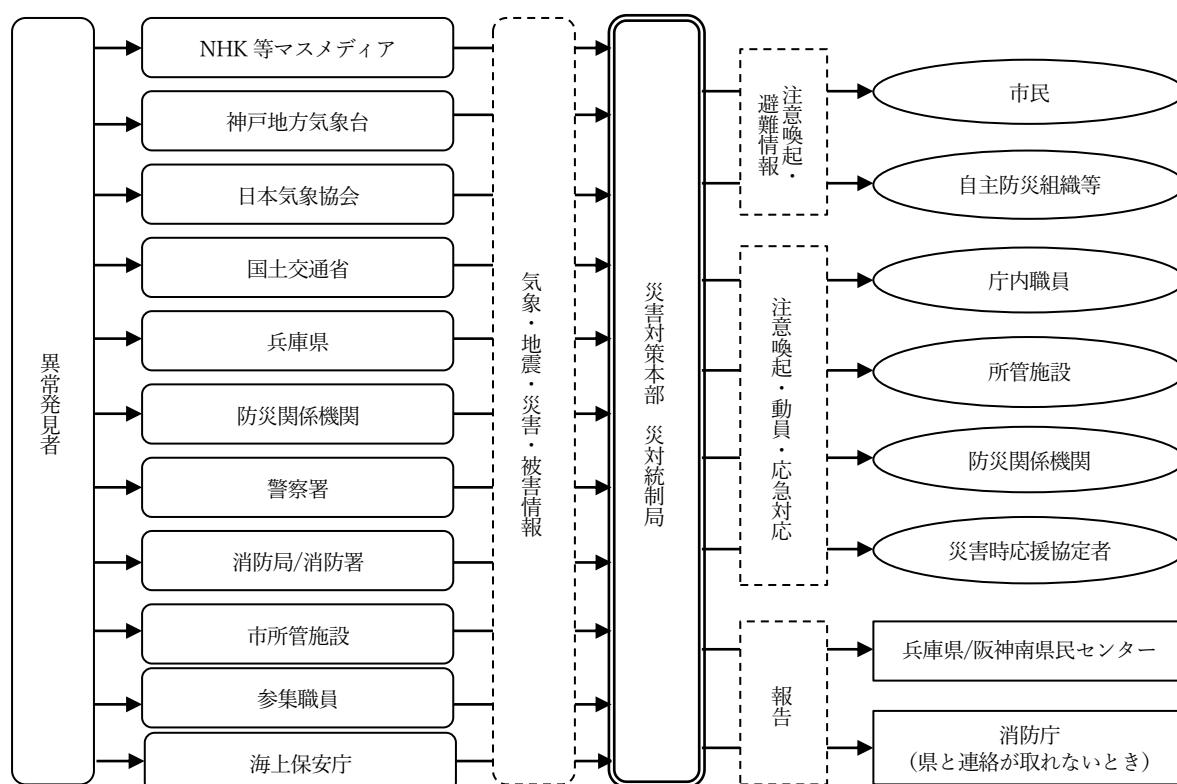
市の対象原子力災害等発生時に通信手段を確保するための対策について定める。

1 情報収集伝達体制の確立

災対統制局は、防災関係機関等から通報される気象・地震等の観測情報、災害情報(災害状況及びそれに対する措置)、及び各災対局からの被害情報を速やかに収集する。そして、その情報により、職員の動員や応急対応、また市民への注意喚起・避難情報等の周知が必要な場合は、実情に即した各種通信手段を利用して速やかに伝達を行う。併せて、兵庫県、国、報道機関等へ各種必要な報告も行う。

なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、緊急電話等）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講じる。

【情報フローイメージ】



2 収集伝達に必要な機器・設備を確保する

(1) 観測・通信設備の動作確認

災害発生後は、直ちに観測・通信機器の動作確認を行い、支障が生じた設備の復旧に努める。特に、フェニックス防災システムに障害がある場合には、他の使用可能な通信機器をもって、速やかにその旨を県へ連絡する。

【情報収集手段一覧】

No	種別	システム名	取得可能情報										
			地震	津波	気象予警報	雨量	台風	潮位	河川水位	土砂災害	ダム情報	火災	事故災害
1	インターネット	フェニックス防災システム	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
2		兵庫県防災気象情報	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
3		気象情報システム	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
4		気象庁	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—
5		西宮市雨量情報システム	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
6		宝塚市雨量情報システム	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
7		三田市土砂災害情報提供システム	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
8		神戸市降雨情報システム	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
9		大阪市都市環境局降雨情報	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
10		国 川の防災情報(武庫川、夙川)	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
11		県 海の防災情報	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
12	電話	青野ダム・千刈ダム・丸山ダム 流入越流量	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
13	メール	にしのみや防災ネット	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
14	衛星電話	兵庫衛星通信ネットワーク	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○

資料 10- 2 「雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧」参照

資料 10- 3 「防災行政無線設置箇所一覧」参照

資料 10- 5 「MCA 無線機設置箇所一覧」参照

(2) 停電時の対応

停電時においては、庁舎管理課は、庁舎非常用電源設備を使用する。

庁舎非常用電源設備が使用不可の場合は、発動発電機等を準備する。

また、近畿総合通信局に対し、災害対策用移動電源車の貸出を要請することができる。

(3) 有線施設不通の場合の対応

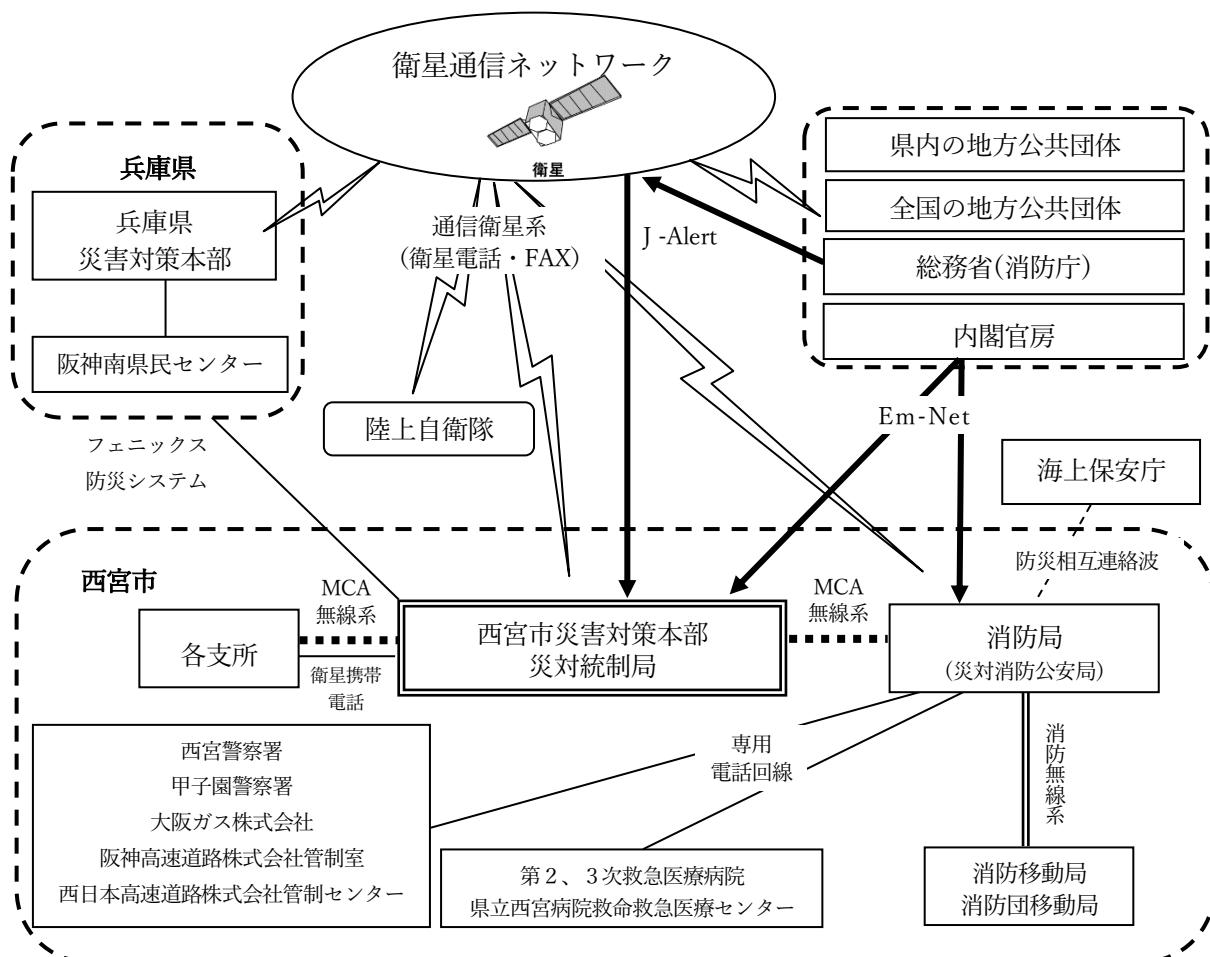
災害時においては、有線通信施設が不通となる可能性が高いため、市所管無線施設のほか、以下の無線通信施設の使用に対して、災害対策基本法第 79 条の規定により、以下の通信設備管理者の協力を求めて使用することができる。なお、近畿総合通信局無線通信部陸上第二課に対し、移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線または MCA 無線）の貸出を申請することができる。

資料 13- 5 「災害通信の運用方法」参照

【緊急非常時利用可能通信施設】

1 警察通信設備	12 各高速道路会社無線通信設備
2 海上保安庁通信設備	13 関西電力通信設備
3 国土交通省通信設備	14 大阪ガス無線通信設備
4 気象庁通信設備	15 各私鉄通信設備
5 総務省無線通信設備（電気通信監理局）	16 國際電電無線通信設備
6 国土交通省無線通信設備	17 日本通運無線通信設備
7 法務省無線通信設備	18 各漁業無線局
8 西日本電信電話株式会社無線通信設備	19 アマチュア無線局
9 JR通信設備	20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
10 県無線通信設備	21 各タクシー会社の無線通信設備
11 市町無線通信設備（消防無線を含む）	

【有線施設不通の場合における防災情報ネットワーク イメージ図】



〔災害時業務計画〕情報収集・対応計画

第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

【担当局】 災対統制局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時等の被害に対する災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

1 県による応援

(1) 県の応援

ア 災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局等）は、市災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市との調整等にあたる。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市支援チームを編成、派遣する。

イ 応援協定に基づく応援

(ア) 応援の内容

資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受け入れ、その他特に要請のあった事項

(イ) 県の対応

県は、市から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、市に通知する。

なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行う。

ウ 災害対策基本法に基づく応援

(ア) 市町からの応援要請に対する協力（法第68条）

県は、市から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行う。

(イ) 県内市町間の応援に対する指示（法第72条）

県は、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県内の他の市町を応援すべきことを求める。

(ウ) 市町事務の代行（市が事務をできない状態にある場合）

① 知事による避難の指示等の代行（法第60条第6項～8項）

② 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行

（法第73条）

③ 指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行

（法第78条の2）

④ 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の10、法第86条の13）

(2) 関西広域連合に対する応援要請

災害の規模が大きく、被害が甚大で県だけでは対応できない場合には、県は、まず、関西広域連合に対して応援を要請する。

(3) 県と他の都道府県との応援協定に基づく応援

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援
上記（2）に定めるところによる。
- ② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援
上記（2）に定めるところによる。
- ③ 隣接府県との相互応援協定に基づく応援（岡山県、鳥取県）
- ④ 新潟県との相互応援協定に基づく応援

(4) 自衛隊に対する災害応急対策の実施の要請

市長は、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、次の事項を可能な限り明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ・要請責任者の職氏名
 - ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・派遣地への最適経路
 - ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

災害派遣の要請方法については、「地震災害対策計画3編第2章第4節第1款 自衛隊への派遣要請」による。

(5) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

市長は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請する。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請する。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請する（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

- ① 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ② 支援活動を要請する期間
- ③ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

【海上保安庁の支援活動の内容】

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 消防本部による応援

(1) 広域消防相互応援協定に基づく応援（消防組織法第39条）

災害が発生した場合、消防局長は必要に応じ協定に基づき、次の事項を明らかにしたうえで応援要請を行い、迅速的確な対応を図る。

- ・災害の発生場所及び概要
- ・必要とする車両、人員及び資機材
- ・集結場所及び活動内容
- ・その他必要事項

(2) 知事への応援要請（消防組織法第43条）

西宮市全域災害等で必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(3) 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

市長は、県内の消防力で対応が困難な場合、知事を通じ、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動等を要請する。

3 応援協定に基づく応援

- ① 災害時における相互応援協定に基づく応援
- ② 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づく応援
- ③ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書に基づく応援
- ④ 中核市災害相互応援協定に基づく応援
- ⑤ 兵庫県阪神支援チーム設置に関する協定に基づく応援

資料3-2 「災害時における相互応援協定」参照

資料3-4 「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照

資料3-5 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-8 「中核市災害相互応援協定」参照

資料3-9 「中核市災害相互応援協定実施細目」参照

資料3-12 「兵庫県阪神支援チーム設置」に関する協定書参照

〔災害時業務計画〕応援要請・受援・応援派遣計画

第5節 民間事業者等との連携

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 全災対局

【趣旨】

市域の被害に対する災害応急対策の実施に当たり、民間事業者等との連携に関する事項について定める。

応急措置の実施にあたり必要な場合には、市域を活動領域とする公共的団体及び各種協定に基づく協定締結民間団体の長に対し応援要請を行う。

資料5-1 「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

【協定締結民間団体等要請手続き】

連絡先	要請先団体
連絡方法	電話、FAX（事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none">○応援を必要とする理由○応援を必要とする期間○応援を必要とする場所○その他応援に関し必要な事項

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第6節 専門家への協力要請

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 兵庫県

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時における専門家への協力要請について定める。

専門家・専門機関等の助言や専門家等の派遣を求める必要があると認めるときは、県に協力を要請する。

なお、県は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとしている。

また、専門家の派遣に要した経費は、県と市で協議の上、負担する。

【協力を得る事項の例】

- ・ 情報の収集・伝達（事故等の状況、事態の推移の見通しの把握）
- ・ 動員、組織の設置（対策を講ずるべき項目の選定）
- ・ 緊急時モニタリング（緊急時モニタリング結果の評価）
- ・ 各種相談（放射性物質又は放射線に係る相談への回答）
- ・ 避難対策（予測線量の算出、避難対策の実施の是非）
- ・ 原子力災害医療対策（放射線被ばく、放射能汚染に係る医療措置）
- ・ 消火活動（職員の被ばく防護、消火手法）
- ・ 飲料水等の摂取制限等（摂取制限等の実施の是非）
- ・ 放射性物質による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ・ 環境放射線モニタリング（モニタリング結果の評価）
- ・ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ・ 心身の健康相談（放射性物質又は放射線に係る相談への回答）

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第3章 円滑な応急活動の展開

第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

【担当局】 災対政策局

【実行局等】 全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時に市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

1 基本方針

(1) 広報の内容

被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

① 災害状況と応急措置の状況

(災害等の発生場所、災害等の状況、放射性物質の放出状況、国、県や防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕等)

② 屋内退避の必要性の有無

(屋内退避の有効性を併せて周知)

③ 避難の必要性の有無、避難所の設置状況

④ 市民のとるべき措置

ア デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて冷静な行動をとること

イ 市から出される指示を待って行動すること

また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる情報も積極的に広報する。

⑤ 相談窓口の設置状況

⑥ 電話・交通機関等の利用制約

⑦ 災害伝言ダイヤル（171）の活用

⑧ 災害用伝言板（web171）の活用

(2) 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 広報車等の活用
- ② 広報掲示板の活用
- ③ 防災行政無線（戸別受信機を含む）の活用
- ④ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供
- ⑤ インターネット（ホームページ、Twitter・Facebook・LINE等）、ファクシミリ、携帯電話（にしみや防災ネット）等による広報
- ⑥ 市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑦ 災害時臨時FM局の開局
- ⑧ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

2 市における災害広報

市民等への広報については、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、市民等に不必要的心理的動搖あるいは混乱を与えないよう留意し、「地震災害対策計画3編第3章第11節第1款 災害広報の実施」に準じて対応する。なお、その際、要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2款 各種相談の実施

【担当局】 災対政策局

【実行局等】 災対総務局、災対市民局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対避難局、
災対消防公安局、兵庫県警察

【趣旨】

被災者又は関係者からの各種相談等に応ずるための相談活動について定める。

1 市の相談活動

(1) 災害関連相談体制

災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、相談窓口を設置し、関連各部等との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

【放射能に対する各担当窓口】

放射能に関する事案	担当部局	
大気環境について	環境局	(環境保全課)
人への健康影響について	保健所	(保健総務課) (健康増進課)
食品について		(食品衛生課)
水道水について	上下水道局	(浄水課)
学校のプールの水、給食の安全性について	教育委員会	(学校保健安全課)
保育所のプールの水、給食の安全性について	こども支援局	(保育所事業課)
土壤について	環境局	(環境保全課)
下水道における放射能の汚水等への影響について	上下水道局	(下水計画課・下水浄化センター)
農作物について	産業文化局	(農政課)
原子力発電所について	総務局	(災害対策課)

(2) 関係機関との連携

市民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するともに、即時対応に努める。

市民対応部各班及び関連各部等は連携を十分図り、市民からの相談に対応する。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

収集した情報や市民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

[災害時業務計画] 大規模事故等に対する応急活動計画

第2節 モニタリング活動の実施

【担当局】 災対統制局、災対衛生局

【実行局等】 災対消防公安局、兵庫県、環境省

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時の放射性物質のモニタリング活動について定める。

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し市内への影響を調査する。

原子力規制委員会 放射線モニタリング情報共有・公表システム
<https://www.ermis.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

また、原子力事業者等や放射性同位元素取扱事業者等が実施したモニタリング結果や、県が収集したモニタリング結果の収集に努める。また、消防局が放射線量の測定を実施した場合は、その結果を県や当該事象が発生した場所を管轄する市町等に連絡する。

2 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

国からの指示等により、水道水の放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する飲料水・食品等の放射性物質の濃度測定が円滑に行われるよう協力する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第3節 屋内退避等の実施

【担当局】 災対統制局、災対避難局

【実行局等】 全災対局、兵庫県

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時に兵庫県域で実施する屋内退避等の防護措置について定める。

なお、「放射性物質の輸送中の事故」、「放射性物質取扱施設における事故等」、「放射性物質の不法廃棄等」における市民等の防護措置については、「第9節 消火・救急救助活動の実施」、「第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応」に定める。

1 屋内退避の準備

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、市民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

2 屋内退避の実施

(1) 屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、「第1節第1款 災害広報の実施」に記載の要領により、速やかに市民に対し広報を行う。

(2) 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

3 避難・一時移転の実施

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OIL の基準に基づき市民の避難・一時移転を実施する。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力

災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、感染症流行下において、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。

【OILによる避難・一時移転の判断基準】

基準	防護措置	防護措置の内容
OIL1 (初期設定値:地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率が 500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。
OIL2 (初期設定値:地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。 1 日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。

4 避難退域時検査の実施

市民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

(1) 避難退域時検査場所の開設

次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設する。

- ① 市民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

(2) 避難退域時検査場所の運営

国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行う。

避難退域時検査の開設・運営にあたっては、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)、公益財団法人高輝度光科学的研究センター、公益社団法人兵庫県放射線技師会の支援を得る。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ市民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁)により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

【避難退域時検査における除染基準】

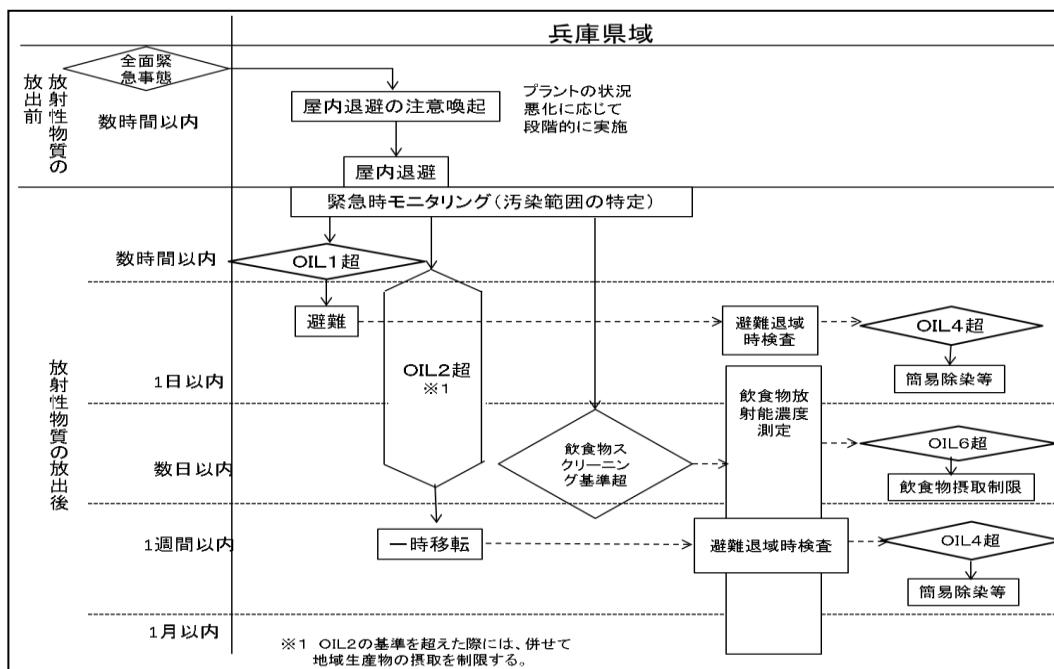
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β 線: 13,000cpm 【1ヶ月後の値】	

5 避難所の開設・運営等

市民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行う。

避難所の開設・運営の方法、手順等については、「地震災害対策計画3編第3章第4節第2款 避難所等の開設・運営等」による。

【原発事故時の兵庫県内における防護措置実施フロー】



6 広域一時滞在

(1) 県内における広域避難

県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議する。

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(2) 県外への広域一時滞在

他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求める。

第4節 要配慮者支援対策の実施

【担当局】 災対福祉局、災対こども支援局、災対政策局

【実行局等】 災対統制局、災対保健医療局、災対消防公安局、災対避難局、西宮市社会福祉協議会、国際交流協会、兵庫県

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時等における、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

1 要配慮者支援体制の確保

要配慮者への支援対策を円滑に実施できる体制を確保する。

西宮市社会福祉協議会等と連携し、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害ボランティアの受入れを開始するとともに、災害ボランティアと連携した支援体制を確立する。

2 情報の提供

県と協力し、高齢者・障害者等の要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム 等

（→「第1節第1款 災害広報の実施」の項を参照）

通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣する。

3 救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

（→「第3節 屋内退避等の実施」の項を参照）

4 生活支援

（1）避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努める。

（2）避難所等における配慮

ア 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

ウ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

エ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

社会福祉施設の被害状況調査を行う。

コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

(1) 相談体制の確立

外国人市民相談窓口を開設するよう努める。

(2) 災害情報の提供

外国人に対しては、災害情報等の伝達や相談業務を適切に行うため、通訳ボランティア等に協力を求め、了承が得られれば、相談窓口や避難所ほか、必要に応じて、行政窓口においてボランティア活動に従事していただく。

また、外国人が医療機関において診療を受ける場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供している団体等の紹介に努める。

〔災害時業務計画〕要配慮者対策計画

第5節 交通の確保対策の実施

【担当局】 災対統制局、災対第二技術局

【実行局等】 兵庫県、兵庫県警察、国土交通省

【趣旨】

市の対象原子力災害等発生時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

1 被災情報及び交通情報の収集

対象原子力災害等発生後、国（兵庫国道事務所）、県（西宮土木事務所、尼崎港管理事務所）及び市等道路管理者、県警察本部は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努める。

道路管理者、県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。

2 陸上交通の確保

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

（1）広報活動の実施

道路管理者、県警察本部は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、ドライバーをはじめ広く市民に周知する交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報を収集する。

道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報に当たり、車両等による広報、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、立看板、横断幕、情報板等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。

〔災害時業務計画〕公共施設応急活動計画

第6節 医療及び健康相談の実施

【担当局】 災対保健医療局

【実行局等】 西宮市医師会

【趣旨】

市の対象原子力等災害発生時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

1 市民等を対象とする健康相談等の実施

国や指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

健康福祉事務所等に市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

3 医療救護活動の実施

(1) 汚染状況の検査及び除染等

必要に応じて、市民等を対象に、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあっては、避難退域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

(2) 専門医療機関への搬送

(1) の簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。

(3) 原子力施設における事故等の場合の対応

原子力施設における事故等の場合は、立地府県等の災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、上記（1）（2）の活動を行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

【担当局】災対給水技術局、災対物資局

【実行局等】兵庫県

【趣旨】

放射性物質により汚染された飲食物等の摂取制限、出荷制限について定める。

1 飲料水の摂取制限

国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標値等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲料水・食品等の供給

市は、水道水・食品等の摂取制限等の措置を県から指示されたときは、「地震災害対策計画3編第3章第6節第1款 食料の供給及び第2款 応急給水の実施」に基づき、県と協力して市民への応急措置を講ずる。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第8節 県外からの避難者の受入れ

【担当局】 災対統制局、災対避難局

【実行局等】 災対福祉局、災対こども支援局、兵庫県

【趣旨】

関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下「原子力広域避難ガイドライン」という。）に基づく、福井県に立地する原子力施設の事故等における県外からの避難者の受入れについて定める。

1 広域避難に係る情報伝達と受入準備

（1）PAZ住民の受入れを行う場合

ア 警戒事態発生時

県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等に広域避難の受入可能性があることを連絡する。

イ 施設敷地緊急事態発生時

県から施設緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入に係る支援体制を整える

避難元府県である京都府から県及び避難元市である舞鶴市を通じて避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

ウ 全面緊急事態発生時

避難受入の要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡する。

（2）UPZ住民の受入れ

ア 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

イ 全面緊急事態発生時

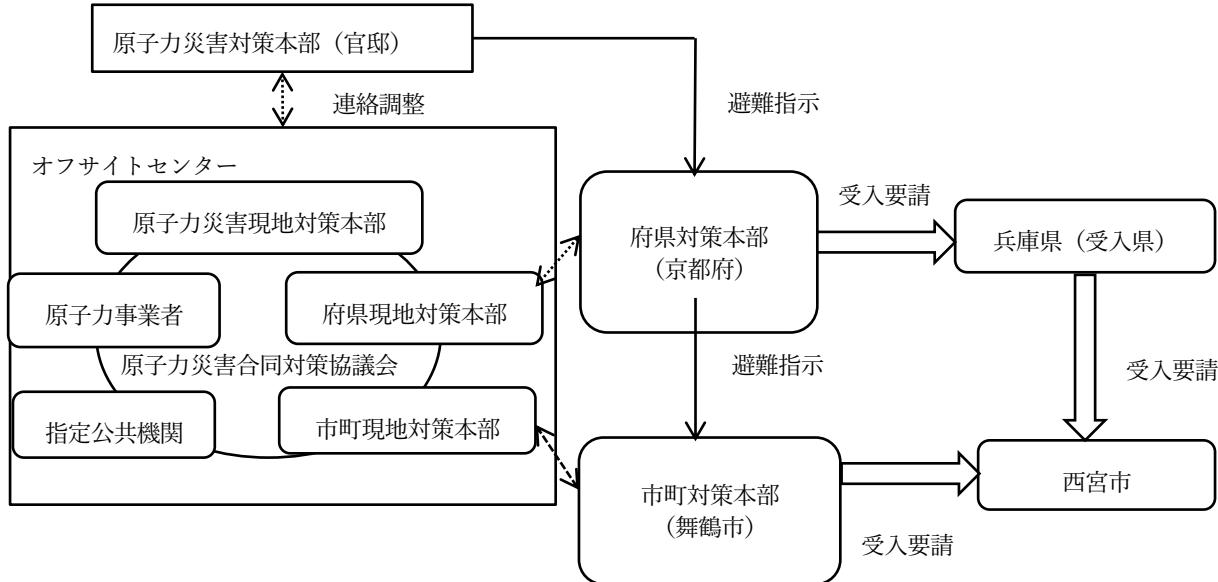
速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入に係る支援体制を整える。

避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

ウ OILに基づく避難等が指示された後

県から広域避難の受入要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡する。

【情報連絡系統図】



※避難等の実施方針等について、関係者の情報共有、相互協力のための調整を行う場。

2 受入れができない場合

災害等やむを得ない理由で、原子力広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

3 避難所の開設・運営

(1) 避難所等の開設

ア 開設準備

県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示する。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行う。(※)

※施設管理者と運営責任者が同一の場合は、施設管理者が受入準備を行う。

イ 開設

県から避難所の開設を要請された場合、速やかに避難所の運営責任者に対し、避難所の開設を指示する。

ウ 開設期間

避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

(2) 避難所における受入れ

避難所における受入れにあたって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

【避難受入時の確認内容例】

住所（地区名）、氏名、避難所名、要援護者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退域時検査の有無（UPZ 圏住民のみ）※等

※ UPZ 圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国（避難元府県）が発行する通過証等で、避難退域時検査を受けているかどうかの確認を行う。

PAZ 圏住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者が PAZ 圏内住民かどうかを確認する。

（3）避難所の運営

ア 運営主体

避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。

避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市である舞鶴市による避難所での運営体制が整った段階で、舞鶴市と協議し、避難者の受入および避難所の運営に関する業務を舞鶴市に引き継ぐ。ただし、舞鶴市と協力して、市から直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

イ 運営体制

避難所の開設時には、他の自然災害と同様に職員派遣計画に基づき、避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

ウ 避難所運営に必要な物資の確保

避難元市である舞鶴市に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、舞鶴市の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。

（4）避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。

社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について県を通じて避難元府県である京都府に調整を依頼する。

4 避難者の相談及び情報提供

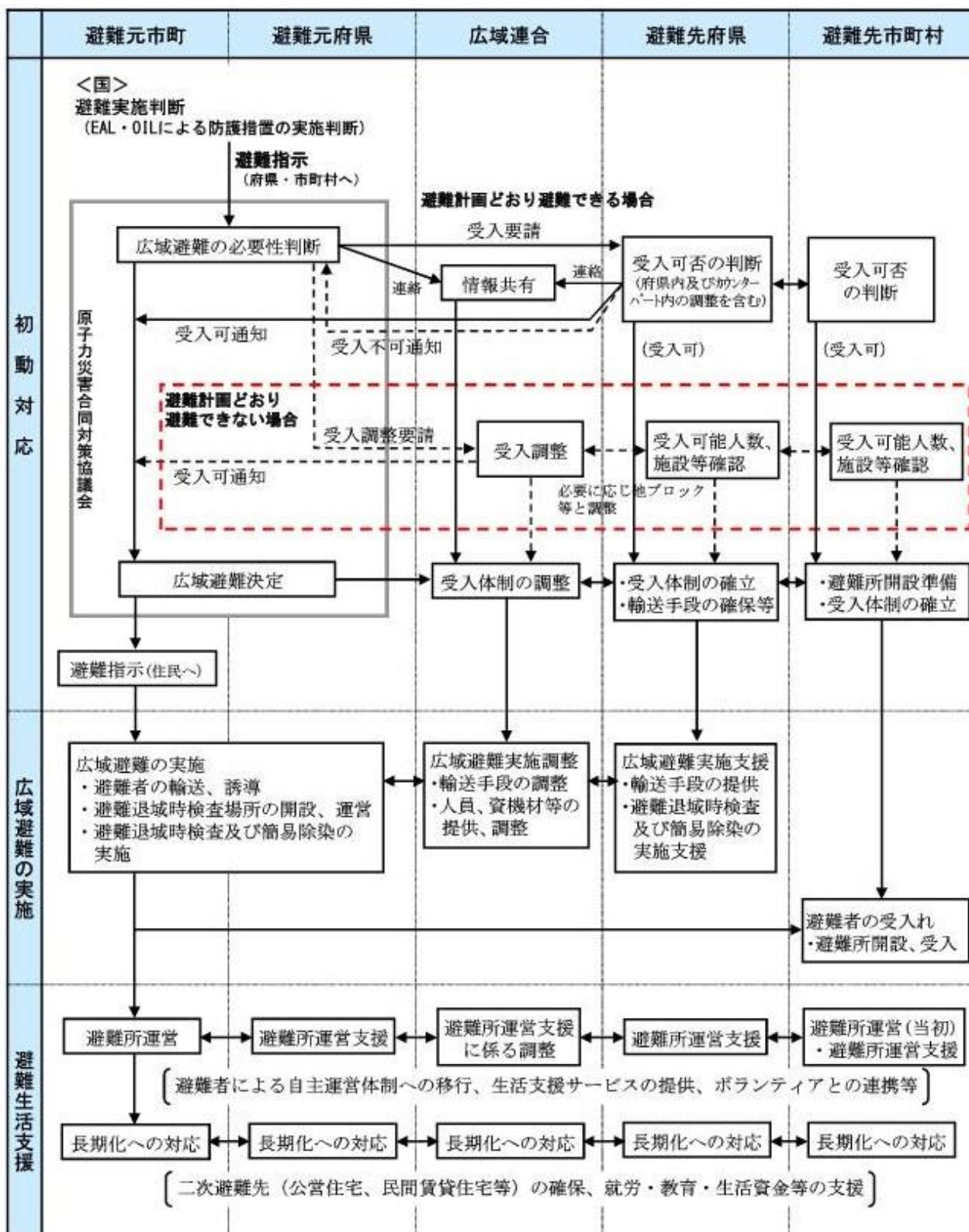
（1）相談窓口の設置

避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市である舞鶴市が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

（2）避難者への情報提供

避難元府県である京都府及び避難元市である舞鶴市と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

【広域避難調整・実施フロー】



〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第9節 消火・救急救助活動の実施

【担当局】 災対統制局、災対消防公安局

【実行局等】 西宮市医師会

【趣旨】

放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等への対応について定める。

1 避難活動の実施

事業所外運搬に係る原子力災害等の発生など不測の事態に備え、必要な避難対策については、以下の点に留意し、「地震災害対策計画3編第3章第4節 避難対策の実施」に準じて適切に行う。

(1) 組織的避難を要する場合

- ① 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示(以下「総理大臣指示」)があった場合
- ② 事故等により、予測線量が、原子力規制委員会が定める次頁に掲げる指標に該当すると認められる場合
- ③ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

(2) 避難等のための指示

市長は、内閣総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

その他の場合にあっては、市長は、事業者が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

【屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量 (単位: mSv) (注)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50mSv	100～500mSv	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に對しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50mSv 以上	500mSv 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

※「原子力施設等の防災対策について」(平成22年8月一部改訂、原子力規制委員会)による。

(3) 警戒区域の設定

- ① 市長は、対象原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める区域、もしくは、放射線が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上検出される区域に対し、災害対策基本法第63条第1項に基づき「放射線警戒区域」を設定する。
- ② 放射線警戒区域内の活動にあたっては防護の3原則（距離・時間・遮断 下記参照）を遵守する。
- ③ 市長は、放射線警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。
- ④ 市長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

※放射線からの被ばく防護には、基本的な三つの原則がある。

【距離】放射線源から離れる。(放射線の強さは、光の明るさと同様に距離の二乗に反比例する)

【時間】被ばく時間を少なくする。

【遮断】放射線源との間に遮蔽（しゃへい）物を置く。（鉄、鉛、コンクリート、砂袋等の遮蔽物を置くことにより、被ばくを少なくする。）

2 消火・救助活動の実施

被ばく管理など安全管理を図りつつ消火・救助活動を実施する。消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意する

3 救急活動の実施

傷病者が放射性物質に汚染されている場合、傷病者の除染や救急自動車・資器材の養生が必要であり、救助者は個人防護具や個人線量計を装着して対応する。（汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に傷病者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。）

一方、傷病者が被ばくのみで放射線物質による汚染がない場合、救助者は二次被ばくする危険はないため、一般の傷病者と同様に対応する。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じ県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。（県内に被ばく治療可能な医療機関がないことに留意）

4 その他

消防局は、事業者からの情報や専門家等の意見と消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成26年3月）」、「スタート！RI119 消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」に基づき、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応

【担当局】 災対統制局、災対消防公安局

【実行局等】 兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

放射性物質の不法廃棄等管理下にない放射性物質の発見、犯罪行為による放射性物質の飛散等への対応について定める。

1 管理下にない放射性物質の発見

放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

また、状況に応じて近隣市へも連絡する。

【連絡先】

原子力規制委員会 原子力規制庁 総務課事故対処室

TEL 03-5114-2112

FAX 03-5114-2183

【確認・連絡するべき事項】

- ① 発見場所
- ② 連絡担当者の氏名／連絡先
- ③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）
- ④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）
- ⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）
- ⑥ 放射性物質の所有経緯
- ⑦ 放射性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無
- ⑧ 他機関への連絡の有無

2 テロ等犯罪行為による放射性物質の飛散

放射性物質の故意のばらまき、爆発による飛散等、犯罪行為による放射能汚染が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、消防局は、「第9節 消火・救急救助活動の実施」に準じて隊員の安全を確保しつつ、傷病者の救助、被害拡大防止措置を実施する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

4 編 災害復旧計画

目 次

第1節 放射性物質による環境汚染への対処.....	4-1
第2節 各種制限措置の解除	4-2
第3節 風評被害等の影響の軽減.....	4-3
第4節 心身の健康相談体制の整備	4-4

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

【担当局】 災対統制局、災対消防公安局

【実行局等】 兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

放射性物質による環境汚染への対処について定める。

1 放射性物質による汚染の除去への協力

県とともに事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力をを行う。

〔参考〕

- 核燃料物質使用者は、核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。
(核燃料物質の使用等に関する規則第8条)
- 放射性同位元素事業者は、放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。(放射性同位元素等規制法施行規則第29条第1項第4号)

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2節 各種制限措置の解除

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 兵庫県

【趣旨】

対象原子力災害等によってなされた各種制限措置の解除について定める。

1 市の対応

県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第3節 風評被害等の影響の軽減

【担当局】 災対政策局、災対物資局

【実行局等】 兵庫県

【趣旨】

対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するための対策について定める。

1 安全宣言の発表

対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表する。

2 社会秩序の維持対策の実施

流言飛語の防止等について、県の措置に準じて適切に行う。

また、対象原子力災害等の事後に実施する環境放射線モニタリングについて、必要に応じて県と協議を行い、市民等が理解しやすい結果内容の広報に配慮する。

3 被害を受けた産業に対する支援

風評による影響を受けた業界に対し、地元産品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第4節 心身の健康相談体制の整備

【担当局】 災対保健医療局

【実行局等】 兵庫県

【趣旨】

災害後の健康相談体制の整備について定める。

1 健康調査の実施

国や県、専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施する。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

2 健康相談の実施

通常の健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて国や専門機関の相談窓口を紹介する。

〔災害時業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画